

産廃あいち

VOL.17
1995

平成7年10月20日発行

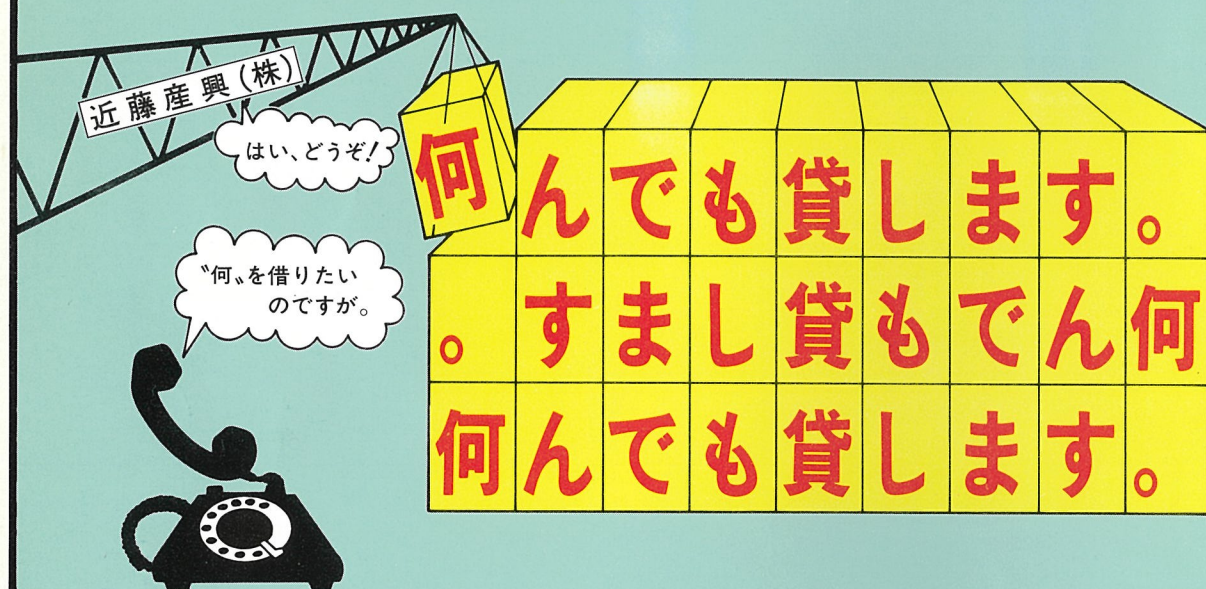


社団法人

愛知県産業廃棄物協会

本号の用紙は再生紙を使用しています。

イベントを演出する
イベントを支える
ジェット機から茶碗まで
何んでも貸します。



- イベント部門** ● 神事・式典用品 ● 運動会・盆踊り・祭り用品 ● 宴会用品 ● 演芸衣裳・指導
● 家具・家電用品
● 各種イベント用品・縫いぐるみ・紅白幕・テント・綿菓子・ポップコーン・たこやき・おでん
・やきそば・氷機械・もちつき道具・屋台 ● 仮装衣裳 ● 音響・映像用品 ● 選挙事務用品
● 宣伝カー ● 人力車
- リース部門** ● 電源車・発電機 ● 仮設機材 ● 仮設ハウス ● 建設機械・器具 ● 産業用機械 ●
事務所用什器備品 ● 冷房・暖房機器 ● 放送機材 ● コピー機 ● ドラフター ● レベル ● トランシット
● 電話・FAX機 ● 土地建物

近藤産興(株)

名古屋市南区浜田町1-10 ☎ (052) **611-5561** (代)
FAX (052) **611-5826**



収集運搬から
最終処分場まで
一貫したシステムを完備

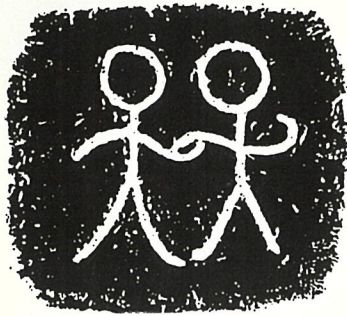


宮川興業株式会社

許可番号 58令環整第2-17号

〒446 愛知県安城市里町高根4-85
電話 <0566> 97-8890 (代)
ファクス <0566> 98-3513

豊橋支店
〒441-32 豊橋市西赤沢町字東浦14番4
電話 <0532> 23-1716



中国雲南省に住むモノ族が、現在も使用している象形文字。「友だち」を表わす。

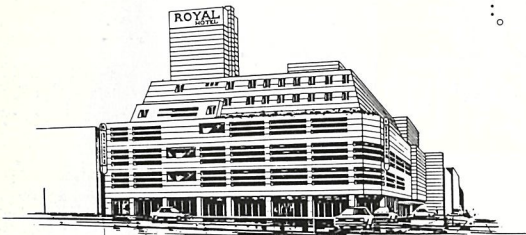
人間は伝えたいこと、たくさん。

佐川印刷株式会社

本社 京都府向日市森本町戊支5番地の3 〒617
名古屋支店 名古屋市中区熱田区大宮3丁目2番11号愛三ビル大宮4F
TEL (052) 671-5231 (代表) FAX (052) 671-5234 〒456



名古屋栄、都心のホテル。
ゆとりある落ち着いた和洋会場。
ご満足いただける定評のお料理、
温かいところ配りのサービス……。
当ホテルは、総会、講演会、
セミナー、各種パーティーや
お座敷宴会など
たいせつな集いを安心して
おまかせいただけます。



宿泊、総会 セミナー、ご宴会 お食事

政府登録国際観光ホテル
ロイヤル ホテル 弁天閣
〒460 名古屋市中区栄四丁目2-18 (中日ビル東100m)
☎(052)251-5211(代)

そこに住む人々のために、 清潔で美しい街を守り続けます。

街は、そこに住む人々のためのものです。よりよい生活環境を求め、また、新しい技術を導入した美しい街づくりは、21世紀を見つめたものでなければなりません。街の美観問題が問われ、緑化構想が叫ばれる現在。設立以来一貫してクリーンな環境づくりを推進してきた大府衛生も、歴史と実績に裏づけられた信頼に加え、最新鋭の設備機器・システムの導入に努め、新しい時代の新しいアメニティに向け、万全の体制を整えています。



大府衛生株式会社

ふるさと
故郷を大切に想う心も、
私たちの技術の一つ

高く広い視野を持ち、穏やかな
心で自然と共に生きる…
大府衛生の“キリン”にはそんな
願いが込められています。



大切にします、コミュニケーション
環境衛生に関するご質問お問い合わせお気軽にどうぞ。

大府衛生株式会社

愛知県大府市北崎町駒場88番地 〒474
TEL (0562) 47-0535 (代表) FAX (0562) 47-0531

排出基準・規制措置等関連事項を網羅！
環境公害基準便覧
★A5判・加除式・全2巻・定価16,000円(税別)
★A5判・加除式・全1巻・定価13,000円(税別)
環境公害を種類別に解説したハンドブック！
環境保全関係質疑応答集
★A5判・加除式・全1巻・定価13,000円(税別)
★A5判・加除式・全1巻・定価10,000円(税別)
環境汚染物質の計量証明に必備の一冊！
環境計量実務便覧
通商産業省機械情報産業局計量行政室 監修
社団法人 日本環境測定分析協会 編集
★A5判・加除式・全1巻・定価10,000円(税別)

廃棄物の適正な処理に関する
法令・基準・資料を網羅！
**廃棄物処理
実務便覧**
厚生省生活衛生局水道環境部 編集
★A5判・加除式・全4巻・定価30,000円(税別)
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に
基づく関係諸法令、技術基準、資料等を事
項別に分類編集した使いやす実務便覧。
特に基本法は逐条解説を施し、処理上の問
題点をわかりやすい問答形式で解説した。



第一法規 〒107 東京都港区南青山2-11-17
☎(03)3404-2251/FAX (03)3404-2269

※定価は税込みです。

システムエンジニアリングのKONDOが

KONDO
PLANT ENGINEERING

最新のテクノロジーで きれいな環境づくりの お手伝いをします。



組合せにより最適なプラントをプランニングして
製作施工まで一貫態勢でお届けします

焼却炉のタイプ

固定炉床式
移床ストーカー式
ロータリー式
揺動ストーカー式

焼却物

雑 芥 廃 液
高 分 子 建築廃材
汚 泥 廃 タイヤ

廃熱利用

廃熱蒸気ボイラ
廃熱発電ボイラ

通産省 電事法溶接方法認可工場 労働省 ボイラー製造許可工場

近藤設備設計株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字大草字太良3374番地 〒485
TEL(0568)79-3511・FAX(0568)79-6810

大阪営業所 大阪市淀川区西中島7丁目1番3号チサン第8新大阪405 〒532
TEL(06)306-5761・FAX(06)306-5762

SANPAI AICHI

産廃あいち

1995 Vol.17

INDEX

行政ニュース

更新許可について

愛知県環境部廃棄物対策課・・・2

産業廃棄物減量化・再生利用シンポジウムの開催について（ご案内）

愛知県環境部廃棄物対策課・・・3

名古屋市における産業廃棄物処理業の許可状況の推移について

名古屋市環境事業局事業部廃棄物指導課・・・5

協会ニュース

施設見学会開催 6

容器包装廃棄物リサイクル法講習会開催 8

「廃棄物とPL法」法令講習会開催 11

県・市行政指導会議開催 14

医療廃棄物処理実務研修会開催のお知らせ 16

平成7年度下半期（10月下旬以降）事業計画表 17

支部ニュース

各支部事業報告（東三河・西三河） 18

地域別支部分布図 20

占・里・眼

「されど血液型」

マギー（マギー相談室主宰）・・・21

青年部会ニュース

9月例会開催、7月例会開催 22

随想

「毛馬内盆踊り」

都小路（尾張北支部）・・・24

こんにちは会社訪問記

株式会社キトー 26

株式会社富士石油商会 27

株式会社マルコー商会 28

三和清掃株式会社 29

協材砕石株式会社 30

村上技建株式会社 31

名人・達人 評判倶楽部

チャレンジとは「夢中」になること

日本環境（株）代表取締役 田中龍博・・・32

私の健康法

サンエイ（株）環境事業部長 伊藤雅仁／（有）西尾浄化槽管理センター

代表取締役 石山 進／（有）リサイクリング産業 代表取締役 鬼頭 弘／

豊田ケミカルエンジニアリング（株）代表取締役 石田一男／

永一産商（株）代表取締役 永井良一 36

法律相談

「後遺障害について」

弁護士 楠田堯爾 37

事務局だより

理事会報告 38

委員会報告 39

厚生大臣認定講習会開催 41

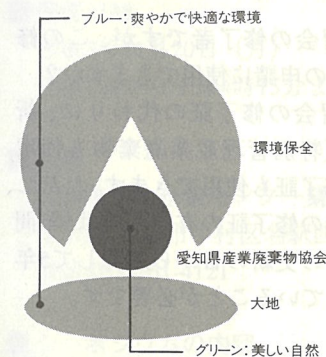
委員会配置表 42

愛知県、名古屋市へ災害時緊急出動協力会員の名簿を提出 43

平成7年度 会員名簿正誤表 42

新規会員報告 46

●編集後記 48



■シンボルマーク

球体をモチーフに、社団法人愛知県産業廃棄物協会の環境保全・廃棄物処理に対する姿勢を表現しています。

上部の球形は環境保全を、中央に位置する球体は愛知県産業廃棄物協会を指し、環境保全とともに歩む当協会に指針を表現しています。下部の楕円形は住みやすく豊かな大地を表現。この3つを合わせることで形付けられる空間は人と愛知県の頭文字Aを表し、廃棄物の適正処理を推進する団体を明確に表現いたしました。シンボルカラーのブルーは爽やかで快適な環境を、グリーンは美しい自然を表現しています。

行政ニュース

更新許可について

愛知県環境部廃棄物対策課

平成4年7月4日から改正施行されている廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、許可期限を5年間とする更新許可の制度が設けられました。このことにより、産業廃棄物処理業の許可を受けている方は、更新許可を受けないと、許可期限の翌日からその効力を失うこととなります。

また、この更新許可の手続きをするに当たっては、事前に「厚生大臣が認定する産業廃棄物処理業に関する講習会」を受講し、修了することが義務づけられました。

ついで、この許可期限の翌日以後も事業を継続して行おうとする場合は、必ず、更新許可講習会を受講し、修了されるとともに、許可期限の2か月前を目安として、所管の保健所で手続きをしてください。

「更新許可に関するQ&A」

Q1 更新許可講習会の申し込みは、どこで行っていますか？

A1 愛知県では、社団法人愛知県産業廃棄物協会で行っています。

Q2 受講すべき更新許可講習会の種類を教えてください？

A2 現在、受けている許可区分に応じた課程を受講する必要があります。例えば、収集運搬業であれば収集運搬課程を、処分業であれば処分課程を受講する必要があります。

Q3 他県で既に更新許可を済ませており、更新許可講習会も受講済みです。このたび、愛知県で更新許可を受けたい場合に、再度、更新許可講習会を受講する必要がありますか？

A3 受講する必要はありません。ただし、更新許可講習会の修了証の有効期間は2年間ですので、許可の更新の日から起算して2年前以降に修了していることが必要です。

Q4 新規許可講習会の修了者ですが、この修了証を更新許可の申請に使用できますか？

A4 更新許可講習会の修了証の代わりに、新規許可講習会（特別管理産業廃棄物も使用できます。）の修了証も使用できます。ただし、新規許可講習会の修了証の有効期間は5年間ですので、許可の更新の日から起算して5年前以降に修了していることが必要です。

Q5 許可申請の書類は、どこで手に入れますか？

A5 所管の保健所と廃棄物対策課でお渡ししています。ただし、許可申請の手続きは所管の保健所で行ってください。

Q6 更新許可に係る手数料は、いくらですか？

A6 産業廃棄物収集運搬業は、66,000円、産業廃棄物処分業は、85,000円です。

行政ニュース

産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウムの開催について（ご案内）

愛知県環境部廃棄物対策課

近年、産業活動の進展などに伴い産業廃棄物の排出量は大きく増加しています。これらの中には、資源やエネルギーとして再利用できるものもありますが、十分利用されずに埋立などの方法により処分されているものが多くあります。

私たちの環境は、増え続ける廃棄物をいつまでも受け入れることができるものではありません。そこで、排出される産業廃棄物の量を減らす工夫をしたり、廃棄物を原料や燃料として使うなど限りある資源を大切に使い、かけがえのない地球の環境を守る努力がますます重要になってきています。

こうしたことから、愛知県では、産業廃棄物の減量化・再生利用に関する情報の普及を図ることなどを目的として、下記のとおり、「産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウム」を開催いたします。

皆様方のご参加をお待ち申し上げております。

■開催日時

平成7年11月20日（月）
午後1時から午後4時15分まで

■会場

愛知県中小企業センター講堂
住所/名古屋市中村区名駅四丁目4番39号
電話/052-561-4121

■シンポジウムの内容

・講演

田中 勝氏（国立公衆衛生院廃棄物工学部長）
「産業廃棄物の減量化・再生利用に係る今日的課題（仮題）」

・パネルディスカッション

「リサイクルを推進するための企業行動」

コーディネイター

北尾高嶺氏（豊橋技術科学大学工学部教授）
パネラー

田中 勝氏（国立公衆衛生院廃棄物工学部長）
岩井哲郎氏（トヨタ自動車（株）

地球環境室長）

間宮陸雄氏（（財）クリーン・ジャパン・センター参与情報管理部長）

木下正明氏（厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長）

■参加方法

参加ご希望の方は、会場整理の都合上、平成7年11月10日（金）までに別紙（本頁裏）の参加申込書により住所、氏名、勤務先などを、郵送またはファックスでお知らせください。

（問い合わせ先）

愛知県環境部廃棄物対策課産業廃棄物担当
住所/〒460-01名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話/052-961-2111（内線2564、2565）

（申込み先）

・郵送の場合

愛知県環境部廃棄物対策課産業廃棄物担当
住所/〒460-01名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話/052-961-2111（内線2564、2565）

・ファックスの場合

FAX/052-953-5716

（申込み期限）

平成7年11月10日（金）必着

行政ニュース

産業廃棄物減量化・再生利用推進シンポジウム 参加申込書

愛知県環境部廃棄物対策課産業廃棄物担当行き

事業所名	
参加者	(氏名)
	(所属)
	(人数)
連絡先	(住所)
	(電話)

注) 1 2名以上の参加を希望される事業所については、代表の方のお名前等を記入していただき、(人数)の欄に参加人数を記入してください。

注) 2 FAXでのご連絡でも結構です。

行政ニュース

名古屋市における産業廃棄物処理業の 許可状況の推移について

名古屋市環境事業局事業部廃棄物指導課

名古屋市内において産業廃棄物の処理を業として行う者は、市長の許可を必要としますが、その許可状況の推移は表のとおりです。なお、平成3年度は合計で1,007件、平成2年度は944件、平成元年度は902件、昭和63年度は876件、昭和62年度は847件、昭和61年度は823件、昭和60年度は785件、昭和59年度は750件で、この10年間に約2倍の許可件数になっています。

許 可 区 分			許 可 件 数		
			平成4年度	平成5年度	平成6年度
産 業 廃 棄 物	収集運搬業	積替・保管を含まない	1,020	1,048	1,103
		積替・保管を含む	67	64	65
	処分業	中間処理のみ	64	57	59
		最終処分のみ	8	5	3
		中間処理・最終処分	3	3	2
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	積替・保管を含まない	10	157	181
		積替・保管を含む	0	3	5
	処分業	中間処理のみ	0	13	13
		最終処分のみ	0	0	0
		中間処理・最終処分	0	1	1
合 計			1,172	1,351	1,432

(各年度とも年度末の件数です。)

施設見学会開催（関西方面）



9月27日～28日の2日間にわたり、研修指導委員会主催による関西方面への施設見学会を行いました。出発日の早朝の名古屋は曇天で、いまにも空が泣き出しそうな天気でしたが、幸い雨に降られることもなく参加者80名は観光バス2台に分乗し、大阪に向かうことができました。

今回の主な目的は、中間処理の先進地といわれる大阪の処理業者の2社の施設見学です。最初の見学先は、建築基準法第51条の許可を受けた産業廃棄物の中間処理・焼却プラントを持つ株式会社ダイカンの堺事業所。北野堺事業所所長に出迎えていただき、まず施設のPRビデオを鑑賞しながら、株式会社ダイカンと堺事業所の概要を紹介していただいた後、3班に分かれてプラントの心臓部である中央制御室を見学させていただきました。

こちらのプラントは集積した廃棄物を焼却し、灰化までコンピュータ管理システムを導入して適正処理を行っているということ。また、焼却ダストや焼却灰、土砂がれきなど、埋立てされるものについてはすべて公共の最終処分場まで搬入してい

るとのことでした。北野所長の「お客さんにどれだけ安心していただけるか」というお話を聞くにつけ、適正処理に全力を注がれているな、という印象を強く受けました。さらに、労働者の作業環境の整備にも力を入れられており、その思想は選別プラントなど随所に見ることができました。

さすが、都市計画審議会の許可を得ただけのことはあると心から感心しながら、次の見学地の近畿環境興産株式会社へ向かいました。



第2の見学先では、田中社長に出迎えていただき、概要を説明していただいた後、プラントの見学をさせていただきました。

近畿環境興産株式会社は、焼却処理が中心の株式会社ダイカンと異なり、石油精製会社や電力会社、セメント製造工場、製鉄会社などから出される廃油やスラッジ、溶剤、汚泥、ばいじん等を独自の技術でセメント会社向けの補助燃料（スラリー燃料）に処理、再生し、二次公害の伴わないようにほぼ100%エネルギー、またはセメント原料として活用されているとのことでした。委託される廃棄物の内容分析に力を入れ、サンプルと内容物が著しく異なった場合には返品も行うなど、処理基準を厳しく守る姿勢がよく伝わってきました。「廃棄物を廃棄物としてとらえず原料であると考えている」という田中社長のお話が強く心に残りました。この後、2班に分かれ、それぞれ施設を見学。係の方にさまざまな質問を行う参加者もあり、この種のリサイクル技術への関心の深さを見たように思います。

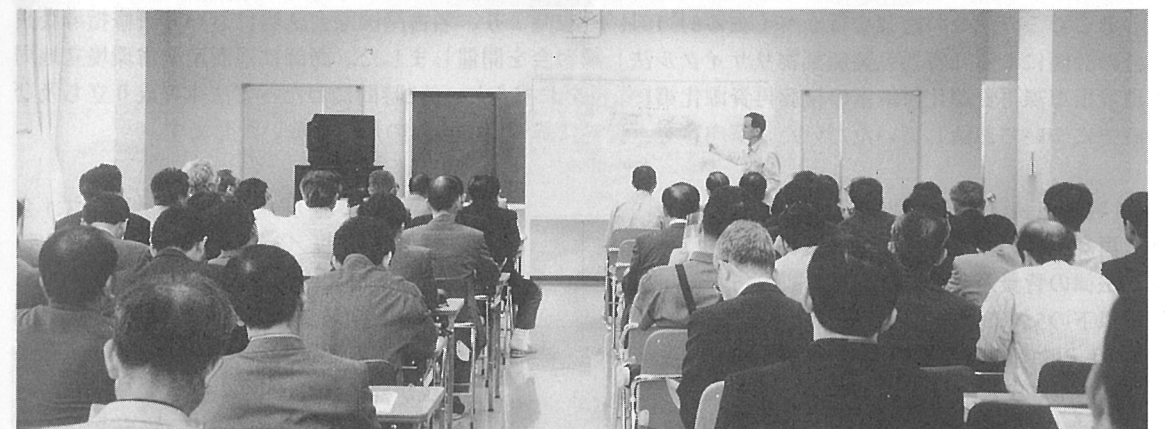
施設見学会初日はこの2カ所で終り、一行は一路宿泊地である、和歌山県加太温泉へと向かいました。宿泊ホテルの前は海で、すぐ近くに淡路島がはっきりと見える景勝の地でした。天気の良い時には遠くに四国も望むことができるそうですが、私たちの滞在中には、はかない望みだったようで、



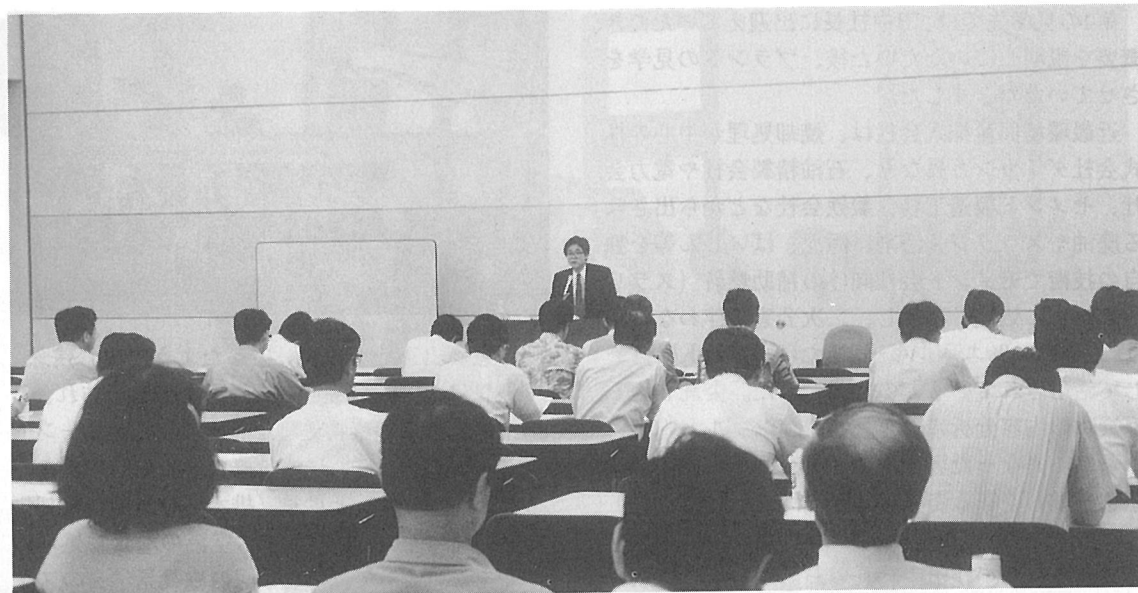
旅の思い出を一つもらい損ねたようで少し残念。

翌日は、昨年開港した関西国際空港を訪れ、この空港の一般廃棄物処理を行っているクリーンセンター長の西田さんに施設概要を説明していただきました。また、その後、排水処理施設、焼却炉などの施設を見学。マンモス空港の廃棄物処理の一端をかいま見て回り、今回の施設見学会のスケジュールを終えました。

今回訪れたどの施設も先進の設備を導入し、廃棄物の適正処理に取り組まれている姿勢がとてもよく伝わってきて、私たちが業を行っていくにあたっての一つの指針であると大いに励まされた次第です。



容器包装廃棄物リサイクル法講習会開催



あと数年で処分場の残余年数がなくなるといわれる現在、処理したくても受け皿がなかなか見つからない廃棄物であふれようとしています。改正廃棄物処理法やリサイクル法の施行に伴い、廃棄物の減量化・再資源化が国策として広く周知されてきました。私たち処理業者にとって追い風の吹く状況の中、本年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（略称「容器包装リサイクル法」）が新たに公布されました。

この法律は、一般廃棄物の約60%が商品の包装や容器であることに着目し、これらを分別して資源化を図り、さらに再商品として市場に還元しながら環境保全や省資源に役立てようというものです。対象はあくまでも一般廃棄物ですが、リサイクルという大きな潮流において私たち処理業者に影響を与えるものと考えられます。消費者、市町村、事業者それぞれの役割が定められ、リサイクルに向けての仕組みがつけられたことは大きな意義があります。

そこでこの法令の勉強を行うべく去る8月10日午後2時より、名古屋国際会議場において研修指導委員会の計画による「容器包装廃棄物リサイクル法」講習会を開催しました。講師に通商産業省環境立地局環境指導課再資源化対策室の権藤再資源化第1係長をお招きし、約2時間にわたって法律の成り立ち及び概要についてお話していただいた講演内容を、資料に基づいて抜粋の形で掲載いたします。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」

1. 法律の背景及び必要性

以下の5つに大きく分けられます。

- (1) 一般廃棄物の排出量の増大（平成3年度／約5,100万トン、平成4年度／約5,020万トン）による最終処分場の逼迫（残余年数：平成3年度

／7.8年、平成4年度／8.2年）と低いリサイクル率（平成3年度／3.4%、平成4年度／3.9%）を改善する必要があること。

- (2) 昨年12月に閣議決定された『環境基本計画』において、容器包装リサイクルシステムの早期実現が望まれたこと。

- (3) リサイクル社会構築のためには、住民や市町

「廃棄物処理法とPL法」法令講習会開催

村が分別排出・分別収集を行う新リサイクルシステムの早期制定が必要と、全国の地方自治体が要望したこと。

- (4) ヨーロッパ主要国ではすでに容器包装廃棄物のリサイクルシステムが導入され、この動きがEU加盟国に拡大すると見られることから、国際的にも早期制定が必要なこと。

- (5) 昨年11月に閣議了解された『公共投資基本計画』で提唱されている循環型廃棄物処理への転換の動きを加速すると考えられること。

2. この法律の基本的な考え方

瓶・缶・紙等、商品に付いているすべての容器包装を対象に、消費者・市町村・事業者はそれぞれ分別排出・分別収集の責任・リサイクルの責任という役割を分担し、リサイクルを推進していくことを義務付けています。この法律による再商品化義務は公布（平成7年6月16日）から2年以内（一部は5年以内）に施行されます。

3. 法律の概要

- (1) 対象となる容器包装及び対象事業者



● 対象となる容器包装

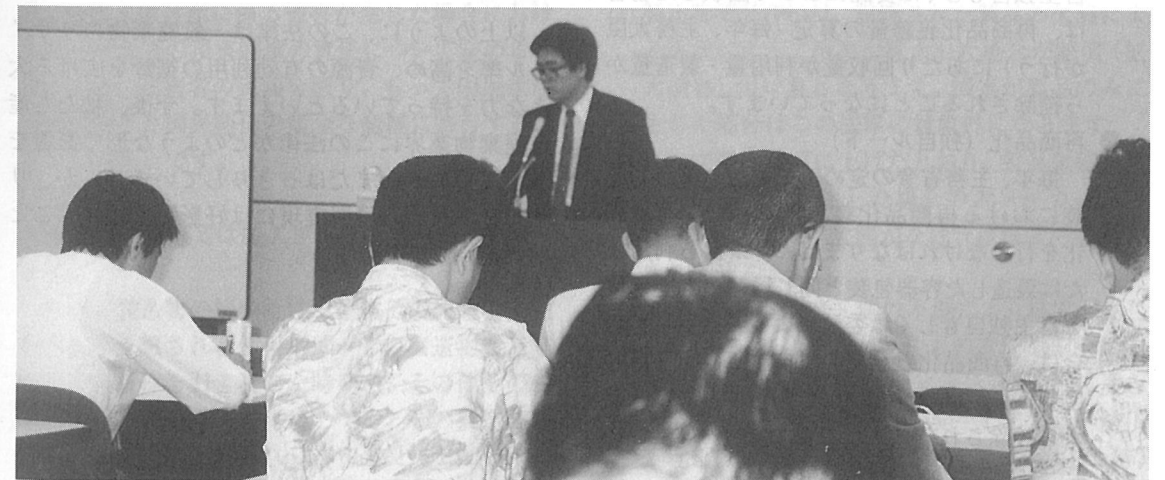
瓶・缶・紙・プラスチック類等、商品に付いているすべての容器包装のこと。※家庭で付したラップ、封筒やDMの袋、景品を包む紙袋、クリーニング店のビニール袋は対象外。

● 対象事業者

- ・ 特定容器利用事業者／その事業において、その販売する商品について特定容器（瓶・缶・袋・PETボトルなど）を用いる事業者。輸入業者を含む。※国・地方公共団体・特殊法人等は別途努力規定があり、一定の小規模企業を除く。ただし、当面販売業では売上げ7千万円以上の小規模企業は対象となる予定。
- ・ 特定容器製造等事業者／特定容器の製造等の事業を行う事業者。輸入業者を含む。
- ・ 特定包装利用事業者／その事業において、その販売する商品について特定包装（ラップ・包装紙など）を用いる事業者。輸入業者を含む。

(2) 事業者の責任

容器包装を利用または製造等する事業者は以下の3つの方法で容器包装を自主回収もしくは再商品化を行う責任があります。



容器包装廃棄物リサイクル法講習会開催



● 自主回収（自主回収ルート）

主務大臣に認定された回収方法によって回収された容器包装は、再商品化の義務が免除されています。自ら利用または製造した容器包装と同じ種類の容器包装を一定率以上に回収すると主務大臣の認定を受けた場合は、再商品化の義務が免除されます。

● 指定法人へ委託（指定法人ルート）

主務大臣に指定された指定法人に再商品化を委託することができます。※自ら利用または製造した容器包装と同じ種類の容器包装を自主独自もしくは委託によって回収した場合は、再商品化義務量の算定（毎年、主務大臣が行う）にあたり回収量が利用量・製造量から控除されることになっています。

● 再商品化（独自ルート）

毎年、主務省令の定めるそれぞれの容器包装における再商品化義務量に応じて再商品化を行わなければなりません。※自ら利用または製造した容器包装と同じ種類の容器包装を自主独自もしくは委託によって回収した場合は、再商品化義務量の算定（毎年、主務大臣が行う）にあたり回収量が利用量・製造量から控除されることになっています。

(3) 市町村の責任

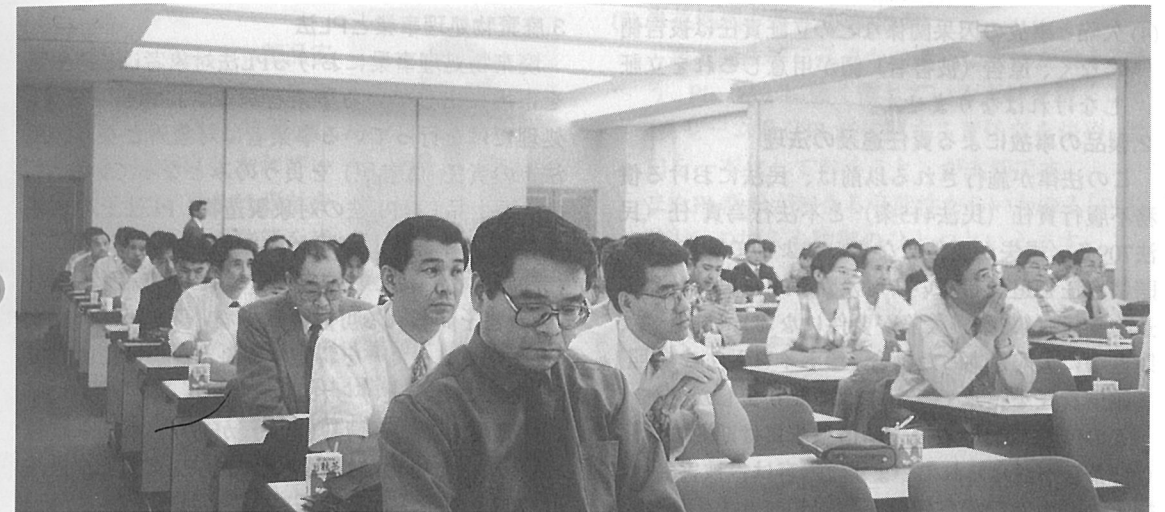
分別収集を行おうとする市町村は、3年ごとに5年を一期とする当該市町村区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する市町村分別収集計画を定め、この計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行わなければなりません。

(4) 消費者の責任

リサイクル可能な容器包装を使用し、過剰な容器包装を抑制し、かつ排出を抑制するように努め、排出時は分別して出さなければなりません。

以上のように、この法律は一般廃棄物のリサイクル率を高め、資源の有効利用の裾野を広げる大きな力を持っているといえます。今後、私たち産業廃棄物業界にこの法律がどのような形で影響を与えてくるのかまだはっきりしていませんが、リサイクル社会の早期実現には好影響を及ぼすことは間違いのないでしょう。

「廃棄物処理法とPL法」法令講習会開催



本年7月1日に製造物責任法（PL法）が施行され、わが国にもいよいよPL時代が到来しました。そこで今回は「廃棄物処理法とPL法」と題し、廃棄物処理法及び業界への影響、PL法とは何かという基本も含めた法令講習会を9月13日午後2時より、名古屋国際会議場において開催しました。講師に住友海上火災保険中部本部中部業務部（PLセンター）の山船開発課長を招き、PL法という名前だけがひとり歩きしているような現状を踏まえて、法律のポイントを押えたわかりやすい講演を約2時間にわたって行っていました。

ここでは講演に使われた資料を元に、基本事項の要約という形で講演内容を掲載いたします。

1. 製造物責任法（PL法）理解のポイント

[目的]

この法律の目的は「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」（第1条）です。

[定義]

製造物／製造又は加工された動産のことをいいます。

欠陥／製造物の持つ特性や通常その製造物が使われると予想される使用形態、その製造物業者等がその製造物を引き渡した時期や、その他その製造物に係る事情などを考慮しても、その製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。

製造業者／その製造物を業として製造、加工又は輸入した者をいいます。

● ポイント

- (1) 製造物責任(PL)は、製造された製品の欠陥による事故によって損害が拡大した場合が賠償（拡大損害）が対象となります。損害が製品のみに生じた場合はこの法律の対象外になります。
- (2) この法律は前項に上げたとおり、製品欠陥による拡大損害が発生した場合のみメーカー責任が問われるため、欠陥がなければ賠償の必要はありません。
- (3) 流通（卸売、小売）側の不備により被害が生じた場合は、流通業者が民法上の責任（賠償請求）を問われます。流通を「廃棄物処理業者」に置き換えた場合も同様の責任が発生します。（不法に処理を行った、処理が不適切で事故が生じた等）

(4) 欠陥と事故の因果関係などの立証責任は被告側になく、原告（被害者）側が用意しこれを立証しなければなりません。

2. 製品の事故による責任追及の法理

この法律が施行される以前は、民法における債務不履行責任（民法415条）と不法行為責任（民法709条／過失が要件になる）によって被害者は賠償責任を追及していましたが、PL法における製造物責任（第3条／欠陥が要件になる）によって、製造物に欠陥があった場合（●ポイント(1)を参照）に賠償責任を追及できるようになりました。

このPL法における損害賠償請求には期間の制限（第5条）が設けられています。内容は、被害者は、損害の発生及び損害賠償を請求すべき相手を知った時から3年以内に賠償請求をしないと時効によって請求権が消滅します。また、製造業者等が製品を引き渡した時から一律10年を経た場合も損害賠償の請求権を行使できなくなるとしています。ただし、一律10年という期間は、身体に蓄積し人の健康を害するような物質による損害や一定の潜伏期間を経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算するとされています。

3. 廃棄物処理事業とPL法

廃棄物処理事業におけるPL法対象者は、再生品を市場に出している事業者がこれに相当します。処理だけを行っている事業者は対象外となり、民法上の責任（2.参照）を負うのみとなっています。

- (1) 「再生品」はPL法の対象製造物。PL法上の責任は「再生業者」が問われます。
- (2) 「廃棄物」による被害で、メーカーがPL法上の責任を問われる可能性は少ない。処理した廃棄物からメーカーを特定することが事実上困難であることが上げられる。
- (3) 「処理方法に不備」（過失）があり、第三者に被害が出た場合は処理業者が民法上の責任（民法709条の不法行為責任）を問われます。
- (4) PL法の施行による消費者の賠償に対する意識の高まりが予測されるため、廃棄物処理業界においても増加するであろうクレームに対する対応を余儀なくされる。（たとえ、PL法の対象外であっても、消費者／地域住民はPL法と関連づけてクレームを持ち込むことが予測されます。）
- (5) 廃棄物処理法をはじめ、関連法令の遵守は必要条件。PL法上の責任からののがれる十分な条件はありません。



4. PL（法）対策

PL（法）対策は、(1)製品安全を中心とした事故予防（PLP）と(2)事故処理や訴訟防御（PLD）の大きく2つに分かれています。(1)は文字通りPL事故を起こさないための予防策を講じることであり、(2)は万一が事故が起こった場合の対処やPL訴訟に対する防御することです。この2つの事項に適切に対応することがPL（法）に関する危険の回避につながります。



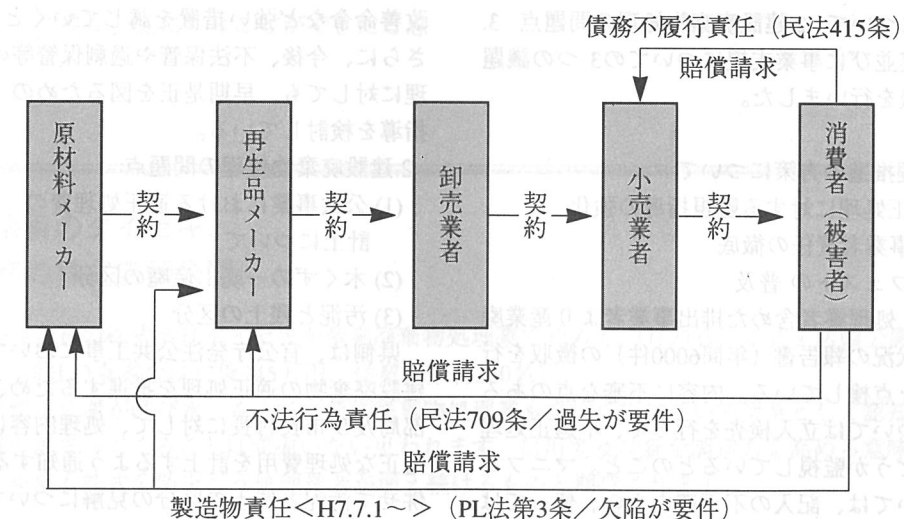
(1) 製品安全を中心とした事故予防（PLP）

トップから全従業員がPL（法）に対する意識を高め、事故が発生した時の対策を立て、スムーズに実行できるように組織づくりをしておくことが大切。安全法規や規格の遵守、危険に対する分析を行っているか、また想定される危険などに対して対外的に表示・警告を行っているか等が上げられます。

(2) 事故処理や訴訟防御（PLD）

事故発生時に迅速かつ適正な対応ができるよう、PL（法）に強く慣れている人材を置くこと（クレーム及びPL法に関する責任者を決め、窓口を一本化しておくこと）が大切です。またPL訴訟が起きる可能性からいわれる「PL保険」への加入も防御のひとつといえます。

製品の事故による責任追及の法理



県・市行政指導会議開催



去る9月19日午後3時よりロイヤルホテル弁天閣において、愛知県及び名古屋市の産業廃棄物担当者の方々に出席していただき、平成7年度の県・市行政指導会議を開催しました。

会議に先立って清水会長、行政側より挨拶をいただいた後、安井専務理事が進行役となって議事に入りました。今回の会議は大きく1.適正処理推進の方策について 2.建設廃棄物処理の問題点 3.協会の充実並びに事業支援についての3つの議題に絞り懇談を行いました。

■議事

1.適正処理推進の方策について

- (1) 不適正処理に対する監視指導の強化
- (2) 排出事業者責任の徹底
- (3) マニフェストの普及

市側は、処理業者含めた排出事業者より産業廃棄物排出状況の報告書（年間6000件）の徴収を行い、内容を点検している。内容に不審な点のある事業所については立入検査を行って、不適正処理がないかどうか監視しているとのこと。マニフェストにおいては、記入の不正確なもの、使っていないが押印していないケースなどが見受けられる

ため、適正な使用方法の啓蒙及び指導を強化していくとのことでした。

県側は、委託基準違反など一部排出事業者の処理責任に対する意識の欠如が見られることから、指導の徹底を図っていく。また、不適正処理に対する監視指導の強化の一環として、現在、野焼きの是正を重点的に行っており、悪質な者に対しては、改善命令など強い措置を講じていくとしている。さらに、今後、不法保管や過剰保管等の不適正処理に対しても、早期是正を図るための一斉監視・指導を検討している。

2.建設廃棄物処理の問題点

- (1) 公共事業における適正処理費の計上について
- (2) 木くずの一廃、産廃の区分
- (3) 汚泥と残土の区分

県側は、官公庁発注公共工事において発生する建設廃棄物の適正処理を推進するため、庁内関係部局及び市長村長に対して、処理内容に見合った適正な処理費用を計上するよう通知するとともに、併せて汚泥と残土の区分の見解についても、厚生省が策定した「建設廃棄物処理ガイドライン」を

基に、コーン指数、工事や脱水処理における薬注の有無、生活環境上の支障の有無などを判断材料とするよう通知している。

市側は、公共事業においては適正処理費の計上を関係部局に要請しているとのこと。汚泥と残土の区分については、汚泥を残土として使用したいという動きがあるようだが、PL法の関係で処分に対する責任が派生してくるのではないかとと思われるとのことでした。

3.協会の充実強化並びに事業支援について

- (1) 会員加入促進への協力要請
- (2) 協会事業への支援

県側は、協会の組織率が県内処理業者の50%となるよう努めてほしい。また、協会自身の適正処理、不適正処理防止に対する自主的な取り組み、マスコミなどを通して一般市民に理解していただけるような対外的にPRできる方策を講じてほしいとの要望が出ました。

市側からも、組織の拡大と協会の独自性の強い新しい事業を推進してほしいとの要望が出されました。

今回の県・市行政指導会議はこの他にも出席者からさまざまな質問が出され、活発な討議や情報交換が行われました。出席者は忌憚のない意見を述べ、実に有意義な会議にすることができたと思います。

■出席者（順不同・敬称略）

行政側

愛知県環境部廃棄物対策課主幹 小林幸資
愛知県環境部廃棄物対策課課長補佐 高橋邦夫
名古屋市環境事業局廃棄物指導課課長 内藤雅朗
名古屋市環境事業局廃棄物指導課 指導第一係長 井上文造

協会側

（社）愛知県産業廃棄物協会役員21名
事務局3名

協会会員のダイセキ、 業界初の株式店頭公開

当協会会員の株式会社ダイセキが産業廃棄物処理業で初めて、7月27日に株式を店頭公開しました。（同社の資本金は12億745万円、従業員数約250名）

この株式公開が呼び水となって、産業廃棄物処理業も株式市場において産業として認知される機運が高まってくることは間違いないと思われます。信用度及び資金調達力を高める意味合いから、今後も株式公開を行う処理業者が増え続けるものと期待されます。

医療廃棄物処理実務研修会開催のお知らせ

(社)全国産業廃棄物連合会の主催(協賛/ (財)日本産業廃棄物処理振興センター)による医療廃棄物処理の実務研修会が、来る11月29日(水)に行われます。本研修会は、感染性産業廃棄物の許可を持っていない会員の方も受講していただけるものです。医療廃棄物の処理方法に困っている方、また今後、医療廃棄物の取り扱いを検討されている方にとって有益な講義ばかり予定しています。詳細については、(社)全国産業廃棄物連合会または協会事務局までご連絡してください。

■日時場所

平成7年11月29日(水)
名古屋国際会議場 1号館3階
名古屋市熱田区熱田西町1-1

■定員

100名(定員に達した時点で締め切りとなりますのでご注意ください。)

■会費

10,000円(当日会場で申し受けます。)

■申込方法

往復ハガキの往信用ハガキのうらに、(1)会場名(名古屋国際会議場)、(2)受講希望者の氏名(フリガナ必要)、(3)会社名、(4)会社の住所、(5)会社の電話番号、(6)役職(受講希望者)を、返信用ハガキのおもてに、返信先の宛名をご記入の上、下記申込先までお送りください。

なお、往復ハガキ1枚につき1名のみご記入ください。受講者には、折り返し受講票をお送りします。電話による予約は受付いたしません。

お問い合わせ及び申込先

〒100 東京都千代田区永田町1-11-28
相互永田町ビル5F
社団法人 全国産業廃棄物連合会
医療廃棄物専門部会 宛

TEL/03-3593-0011

■プログラム

9:00~9:30 (受付開始)
9:30~10:00 「開会挨拶」
10:00~11:10 「廃棄物処理法における感染性廃棄物の取り扱いについて」
11:10~11:20 (休憩)
11:20~12:30 「感染性廃棄物の危険性とその取り扱いについて」
12:30~13:30 (昼食)※
13:30~14:40 「非感染性廃棄物の危険性とその取り扱いについて」
14:40~14:50 (休憩)
14:50~16:00 「焼却炉の運転管理・維持管理について」
16:00~16:30 「閉会挨拶」
※昼食は各自ご手配をお願いします。



平成7年度下半期(10月下旬以降)事業計画表

月 日		事業内容
10月	24日~25日	廃棄物を考える全国大会(福島県)
	26日	厚生大臣認定講習会(特管責任者)
11月	10日	第3回ゴルフ大会(春日井オールドレイクゴルフ倶楽部)
	15日~16日	厚生大臣認定講習会(新規・収運)
	21日	理事会
	29日	医療廃棄物実務研修会(名古屋国際会議場)
1月	11日	理事会
	11日	新年交礼会(熱田神宮会館)
	18日・19日	厚生大臣認定講習会(更新・収運)
	30日~31日	厚生大臣認定講習会(更新・処分)
2月	22日・23日	厚生大臣認定講習会(特管責任者)
	下旬	理事会
3月	下旬	総会・経営改善講習会(熱田神宮会館)

東三河支部

第1回通常総会開催



去る7月7日、豊橋商工会議所において、東三河支部の第1回通常総会を開催しました。総会には協会事務局から安井専務理事、行政側から豊橋市環境事業部管理企画課から板場課長と鈴木係長に来賓としておいでいただき、厳粛に議案審議を行いました。

● 議事

第一号議案 平成6年度支部事業報告、貸借対照表、損益計算書、余剰金処理案承認に関する件

第二号議案 平成7年度支部事業計画(案)、平成7年度支部収支予算(案)承認に関する件

第三号議案 その他

審議は滞りなく行われ、異議なくすべて承認されて総会は終了しました。また、総会後にご来賓の豊橋市環境事業部の板場課長と鈴木係長のお二方に『豊橋市における廃棄物処理の現状と将来の展望』と題した講演を行っていただきました。

板場課長には、豊橋市埋立処分場が産業廃棄物の受け入れを行っている理由及び現状、廃棄物の減量化・リサイクル



に対する取組みなど多彩な角度からいろいろお話していただきました。また、鈴木係長には、豊橋市の清掃施設利用や適正包装、オフィス古紙回収など、現在豊橋市が推進している各種事業についてお話をいただきました。

講演会後は、場所をレストランに移して懇親会を開き、支部会員同士の親睦を深め合い、第1回通常総会の全式次第を終了しました。

9月例会開催

9月19日、豊橋商工会議所において9月例会を開催しました。本例会は『産業廃棄物の中間処理についての考え方』をテーマにした講演会を主眼とし、講師に豊橋保健所から辻井課長補佐、伊藤主任専門員のお二方をお招きして講演を行っていただきました。

講演内容は、容器包装廃棄物リサイクル法の概要、産業廃棄物の野焼き行為の是正に係る一斉監視結果について、移動式の中間処理施設を用いた産業廃棄物処分業の考え方について、適正処理困難指定廃棄物・廃自動車の解体についてなど幅広いお話をいただきました。講演後は質疑応答を行い、支部会員が日頃疑問に感じている点についてお答えしていただくなど、じつに有意義な例会を行うことができました。

不法投棄パトロールの報告

去る6月9日、東三河支部適正処理委員会による不法投棄パトロールを行いました。

パトロールには、東三河支部から石川副支部長を含め4名、豊橋市役所環境事業部から2名出席し、豊橋市石巻町平石の三口地内周辺をパトロールした結果、3カ所の不法投棄現場を発見。不法投棄状況を検分しました。(検分結果は次頁参照)

この不法投棄の撤去を11月に行う旨、行政当局と細かい打ち合わせを行い、資材関係、人員等について検討を行いました。

■ 不法投棄現場の検分表

場 所	投 棄 廃 棄 物	投 棄 量
1	レンガ屑 コンクリート屑	20t
	廃プラスチック類 木くず 紙くず ガラスくず	10m ³
2	冷蔵庫	1台
	廃プラスチック類 紙くず	8m ³
3	廃家電 紙くず 廃プラスチック類	5m ³

(なお、投棄量については目測によるもの)

西三河支部

県行政指導会議開催

9月20日、ホテル豊田キャッスルにおいて西三河支部区域内の所管保健所より3名、支部より10名出席し、西三河地域における問題点と現状を考える県行政指導会議を開催しました。

支部出席者から出た日頃疑問に感じている点や不明な点についての質問に、行政側より適切な回答とアドバイスをいただきました。

活発な討議が行われ会議は終了し、続いて懇親会を行いました。会議でまだ質問し足りなかった点について、懇親会が会議の延長のように意見交換が精力的に行われ、予定時間を大きくオーバーするという大盛況のうちに日程が終了しました。地域に密着した行政指導会議ならではの具体的な相談もでき、実に有意義な時間を過ごすことができました。

● 今後の活動予定

施設見学会／10月31日

ゴルフ大会／11月21日

『産廃あいち』第18号(新春号)

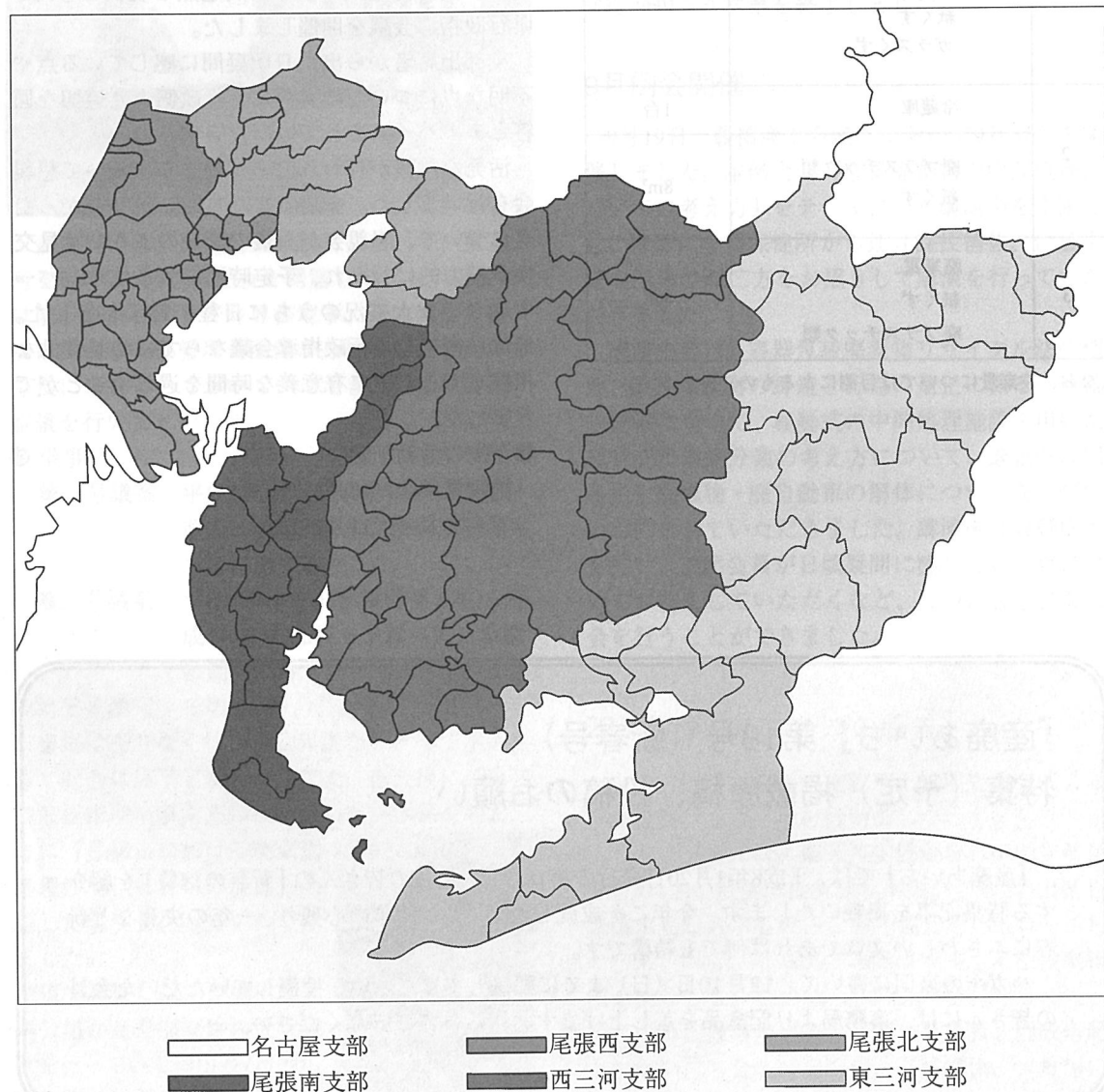
特集(予定)掲載原稿、投稿のお願い

『産廃あいち』では、平成8年1月20日発行の第18号に、会員の皆さんの「新年の抱負」を紹介する特集記事を掲載いたします。今年こそ成りたいこと、昨年の心残り、一年の決意など新春にふさわしい文章であれば何でも結構です。

ハガキの裏面に書いて、12月10日(日)までに郵送してください。投稿していただいた会員の皆さんには、事務局より記念品を差し上げます。ふるってご応募ください。

地域別支部分布図

県下6支部の地域別の分布図を作成しました。各支部のエリアはどこからどこまでかを把握していただく資料としてご活用ください。



占里眼

「されど血液型」

二十世紀に入り、発見されたものはいろいろある。血液型もそのひとつだ。それまで、血液は、動物から人間にいたるまで種類の型しかないと考えられていた。動物の血液と人間の血液は同じであるとされていたため、動物の血液を人間に輸血することも行われていたという。

血液型が発見されるにしたがって、A型、B型、O型、AB型の違いが、人間の性格にどう影響しているのかという研究が始まった。

もっとも盛んに研究を行ったのは、アメリカだが、日本でも大正時代心理学者の古川氏がこの研究に取り組んでいる。当時の新聞は、「意志強固で勇気旺盛なO型は、実業家や軍人向きである」という氏の研究を掲載し、血液型による性格分類旋風を巻き起こした。

その後、時代を経て、血液型による性格分類法は、職務分類法としてもはやされるようになり、日本でも、アメリカでも第二次世界大戦時の軍事に積極的に採用されていった。現在では、ポピュラーになっている血液型別の性格判断は、大戦時に活用された資料が大本になっている。

さて、血液型別の性格判断は、一般に次のようなことがいわれている。

A型は、日本人に最も多い血液型で、全体の約半数近くを占めている。A型は、協調性に富み、抜群の気配り精神を発揮するタイプである。社長の中には、「秘書はA型に限る」と断言するA型秘書説の信奉者も多い。ルールや秩序を重視するのがA型の長所だが、世間体や風当たりを考慮するあまり、右向け右になってしまうことが少なくない。

反対にB型は、型にはまることを嫌うワイルドなタイプで、周囲の状況にとらわれることなく、マイペースな自由人間といわれている。B型の中には、風雲児の異名を放つ人が多いが、一方で、粹にはまりたくない性格が災いする常識はずれの脱線型に变身する。

マギー
(マギー相談室主宰)



アメリカ人に多いO型は、個性を重んじる自己主張型。連帯意識が強く、また、面倒見がよいタイプといえる。サービス精神と親分肌を発揮する人が多いため、飲食業界の中には、O型の幹部を好む企業もある。とはいえ、警戒心が強いのもO型の特徴で、自分のテリトリーを重視するタイプといえるだろう。

日本人の約一割に相当するAB型は、A型とB型の両方の性格を兼ね備えている血液型である。多角的な解釈に長ける分析派で、合理性に富むのが特徴。本来は、感情の起伏が激しいが、外ヅラの良い人が多く、なかなか本音を見せない。いわゆる内弁慶タイプで、仲間内には激情家を通っていることも多い。

最も単純な性格分類といえる血液型。とはいえ、時代を越え、年齢や性別を越えて多くの人の興味や関心が注がれ続けているのも事実だ。自分の血液型を知らない人は、B型とO型に多いといわれるが、さて、あなたの血液型は？

PROFILE

マギー

(有) マギー相談室 代表取締役。

幼少より 各地の占術家に師事、東洋／西洋の占術に精通し、神秘術、心理学研究にも力を注ぐ 名古屋出身の女性占術家。雑誌の連載や執筆活動、ラジオのレギュラー番組を数多く持つなど、多岐にわたって活躍中。近著に『誕生日物語366』などがある。著書多数。

米国占星学者連盟永久会員。

9 月例会開催



さわやかな汗を流し、 親交を深めたパターゴルフ大会

夏の猛暑もようやくおさまり、過ごしやすくなりはじめた9月14日、15日の2日間にわたって交流委員会主催の9月例会を行いました。

「ちょっと親善 快汗リラクゼーション」をテーマに、普段の生活で酷使されている左脳を休めて、心身の安らぎを司る右脳の働きを活発にする例会を行うことが今回の主眼でした。研修・勉強の続いた例会から少し離れてスポーツを通して部会員互の親睦を図ることも目的のひとつ。

午後4時に、幡豆郡一色町の『西尾ゴルフクラブ パターコース』に集合し、3人1組に分かれてパターゴルフ大会を楽しみました。パターコースといっても、18ホールあるため1時間強かかって全員が真剣にプレイ。日頃の悩みもこの時ばかりは忘れた部会員一同。

大会終了後、場所を『三河湾リゾートリンクス』に移して懇親会と表彰式を行いました。午後7時過ぎにはじまり9時までパターゴルフの成績結果

や、当日部会員有志で行った第11回青年部会ゴルフコンペなど話は尽きず、大いに盛り上がりました。

懇親会の後は帰宅組と宿泊組に分かれ、宿泊組は場所を部屋に移してさらに交友を深め合い、仕事上の悩みについても語り合うなど実に有意義な時間を過ごすことができたと思います。



参加した青年部会員の中心年齢層は30代でしたが、20代前半も数名おり活気に満ちた例会となりました。話も世代間のギャップなどまるでないが如く弾み、時間は瞬く間に過ぎてしまいます。

翌日は揃って朝食を摂り、英気を養った後、解散。心からリラックスでき、楽しく交流も行い、主旨通りの例会になったと一同満足して帰路につきました。

■パターゴルフ大会成績

優勝	栢下正司	(有) 西尾浄化槽管理センター
2位	清水善実	(株) シミズ
3位	山本雅樹	山本石産 (株)
4位	新美三良	(有) 三洋サービス
5位	金森錦司	サンエイ (株)



7 月例会開催

部会員相互の資質向上策を探って

小雨の降る7月28日の午後3時40分より、運営委員会主催による7月例会をロイヤルホテル弁天閣において開催しました。テーマは「部会員の発展を目指して」。

例会に先立ち、新美会長より「部会員の持つ知識と情報を出し合い、個々の事業の発展、また青年部ネットワークをより深めてほしい」との挨拶があり、その後運営委員会が用意した次の3つの質問事項に対し、参加した部会員で意見を出し合い討議を行いました。

- 1) 企業運営にかかる諸問題
- 2) 今後の廃棄物業界の対応
- 3) 青年部の今後の発展

それぞれの事項に対し部会員が日頃考えていることが活発に出、特に人材育成及び社員教育に関しては部会員それぞれの思いが如実に現れていました。まさに企業は人なり、ということをはからずも再認識。有益な意見も多く出され、有意義な例会になりました。

随想

『毛馬内盆踊り』

都小路（尾張北支部）

8月23日、所要で秋田県鹿角市へ行く機会を得た。最初に色づくといわれるナナカマドの実が既にオレンジ色から赤色へと色づき始めていた。稲穂も出揃って頭を垂れている。冷夏ではないかと懸念していたが、そんな心配もなさそうだ。リングもようやく色づいてきた。

東北の夏祭りは、おおかた8月上旬には終りを告げる。青森県地方のねぶた祭がすむと、もう秋というのが、この地方の習わしらしい。

この鹿角市の一角に、毛間内という、人口2,000人程度の町がある。偶然、この地を通りがかり、この地に「秋田三大盆踊り」の1つとして有名な「毛馬内盆踊り」があることを知り、持って生まれた野次馬根性から、見学させていただくことになった。8月23日というと、東北地方の祭としては、遅い盆踊りである。

踊りは、午後7時30分、直径1mもある大太鼓を担いで打つ大きな音色から始まった。町の人々を呼び出す「呼び太鼓」。♪ダンコン、ダンコン、ダーラシコ、ダーン、コ、ダンコダーン（大の坂鼓調）

午後8時、「大の坂踊り」が始まる。その衣裳に驚いた。なんと、男女共々めでたい時に着る紋付、裾模様の衣裳で、その裾を帯にはさみ、顔は日本

裾模様の衣裳で、その裾を帯にはさみ、顔は日本手拭で頭からすっぽりとかぶり、上等な草履をはいての出で立ち、夏の踊りとしては、誠に大変な重労働と思った。しかし、踊りのテンポがゆるやかで、おっとりとしており、余り汗もかかないようだ。また、男の人が女装をして踊っている。このことは、戦国時代に武者が現われ、女がさらわれることが度々あり、これを防ぐために変装したのが始まりとのこと。なんと、そのいわれの古いものである。本町約1kmの町並みを縦に長く、楕円形になって踊る。

踊りは、太鼓による「大の坂」と、唄による「甚句踊り」の二通り。なかには、可愛い子供が浴衣姿で踊っている。見物人の人々に対して、世話人の方々が踊りの輪に入って、共に楽しく踊ろうと熱心に誘われるが、誰一人として輪に入らない。踊りそのものは単調だが、踊りの輪に飛び込めない。どうも衣裳に原因があるようだ。くつろいだ浴衣姿になったら、見物人も、土地の人々も気軽に踊りの輪にとけ込めるのではないだろうか。

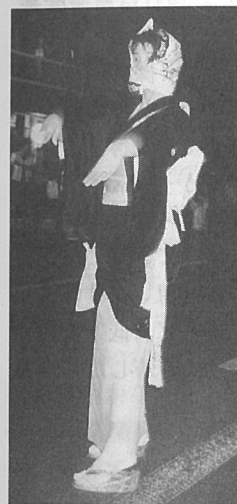
何かチグハグに感じたのは、甚句を唄う、唄い手の人々。2人を除いて、その、衣裳は全く無頓着、半袖シャツにズボンという出で立ち。しかも

随想

町の長老の方々と見受けた。せめて法被姿で唄われたら、という思いもひとつ。

また、太鼓にしても、今さら担ぎながら叩くということは大変な労働であり、観ていて息苦しく感じた。若い担ぎ手のない組もあるとのこと、いっそ台車に乗せて打たせたらと思った。

踊りの要ともいべきものは、あの太鼓のバチさばきの素晴らしさと、踊りそのものの優雅さにある。



ふるさとで郡上踊りの軽やかさ、土地の人も旅行者も、見物人も、素直に飛び込めるムードが、この踊りにもあったら、と思った。ともあれ、夏の宵のひとつときを思いもかけず、このような盆踊りに巡り会ったということは、旅の楽しさ、旅のうれしさ、そしてその出会いの不思議な命運を感じ、旅の良さ、醍醐味を味あわせていただいた。

甚句の一節に次のような唄がある。

踊り踊らば品よく踊れ

品にほれたら嫁にとる

（参考文献／毛馬内盆踊り）



随筆、体験記、旅行記など、会員の皆さんの投稿をお待ちしています。

「産廃あいち」では、紙面の拡充のため、会員の皆さんからの投稿を募集しています。日頃感じている疑問や相談、お知らせ、こんな記事を掲載してほしいなどの要望等々、なんでも結構です。ぜひ、協会事務局の「産廃あいち」広報編集委員会宛までお寄せください。あなたの投稿を通して、「産廃あいち」の編集に参加してみませんか。

こんにちは

会社訪問記

地元に密着し、お客様に
よるこんでいただけるサービスを

株式会社キトー

(愛知県安城市)

広々とした平野が続く安城市郊外で収集運搬、中間処理を行っている株式会社キトーに伺い、鬼頭専務取締役役に事業姿勢や今後の展望などいろいろお話をさせていただきました。

——最初に、創業されたのは何年でしょうか。
鬼頭専務取締役役(以下鬼頭に略)「先代社長が昭和48年に鬼頭商会を発足させたのが我が社の第一歩です。初めは産業廃棄物処理を行っておらず、地元安城市の事業系一般廃棄物の収集運搬からはじめたわけです。地元密着型で丁寧な仕事を行うことが当社の事業方針ですので、現在でも当社の主なお客様は安城市エリアに集中しています。」



鬼頭専務取締役

——産業廃棄物の許可品目をかなり取得されていますが。
鬼頭「お客様からのご要望に応じて一品目ずつ取得していくうちに、いつのまにか増えていたという感じです。それでも産業廃棄物は比率にすると全体の4割程ですね。」

——では話題を変えて、従業員の教育や幹部育成において特に取り組まれていることがあれば教えてください。

鬼頭「従業員教育としては当たり前のですが、安全作業の徹底と注意力散漫による事故発生を防止するため、朝礼やミーティング時など機会あるごとに訓示を行っています。やはり従業員あつての会社ですし、当社に来てくれた人は大事ですから。また幹部育成においては月1回、次期経営者、幹部候補生が経営管理能力を身につけるため、日本経営幹部開発協会のセミナーに参加しています。」

——リサイクルセンターを設置されているそうですが、中間処理に参入されたのはいつですか。



社名/株式会社キトー 所在地/愛知県安城市新明町8-12
代表者/鬼頭節子 創業/昭和48年 従業員/15名 TEL/0566(77)7373
事業所/本社、営業所、リサイクルセンター
営業種別/収集運搬、中間処理(減容固化、破碎)
取扱品目/燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、感染性産業廃棄物

鬼頭「平成5年に導入しました。当社は産業廃棄物とともに一般廃棄物の中間処理も取っていますから、いろいろ活躍していますよ。減容固化、破碎施設を効率的に稼働させ、リサイクル可能なものはできる限り回せるよう努めています。」

——最後に将来展望について聞かせてください。
鬼頭「私たちの仕事はお客様によるこんでいただくサービス業です。いかに迅速にご要望にお応えできるかで業者の資質が決まると思います。事業エリアをいたずらに拡大してサービス低下を招かないように注意し、今後も地元に密着した処理業者として成長していきたいですね。」



リサイクルセンター

こんにちは

会社訪問記

クリーンな環境づくりの担い手を目指し、
積極的に事業を推進

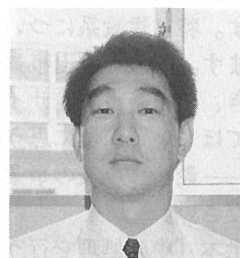
株式会社富士石油商会

(名古屋市南区)

国道1号線と南北に走る東海道本線、新幹線にはさまれた市街地にある株式会社富士石油商会に伺い、高木取締役総務部長に事業内容などをお話いただきました。

——社名を何う限りでは石油関係を取扱っているようですが、事業内容を教えていただけませんか。

高木取締役総務部長(以下高木に略)「当社の主な事業内容は廃油の収集運搬と中間処理です。」



高木取締役総務部長

そもそもは石油メーカーに勤務していた現社長が、昭和33年頃に独立して廃油回収業をはじめたことが当社の原点です。昭和43年に株式会社に改組して現在にいたっております。廃油が産業廃棄物になる以前から取扱ってきたわけです。」

——産業廃棄物処理業の許可を取得されたのはいつ頃ですか。

高木「昭和51年に許可を取得しました。当社は収集運搬と中間処理を行っております。主力は燃料油の再生油製造ですね。当初はこの本社に廃油の処理施設を設置し、リサイクルに取り組んでいましたが、周辺の市街地化が進んだことと施設が手狭になったため、施設を東海市名和に移して操業しています。現在、本社には廃油の水処理施設が残るのみとなりました。また、お客様からの再生油の品質向上に対するご要望にお応えするため、実験分析装置を導入して少しでも高品質な製品を提供できるよう努めています。」

——事業エリアを教えていただけませんか。

高木「東は静岡の藤枝から西は兵庫、大阪まで、その他北陸にも伺っております。」

——労働安全管理については何を行われていますか。



社内

高木「無事故で仕事を行うことイコールお客様にご迷惑をおかけしないことであると思いますので、定期的にミーティングを開き、安全運転・清潔な作業を行うための指導及び注意を行っています。お客様に信頼して仕事をまかせていただくには、この点が一番大切ではないでしょうか。」

——ところで、社名の由来を教えてくださいませんか。

高木「日本一の代名詞である富士山のように、大きく事業を伸ばしていきたいという願いを込めて現社長がこの社名を考えたようです。」

——最後に、貴社のモットーを聞かせてください。
高木「先程も述べましたが、お客様が安心して当社に仕事を依頼していただけるように、お客様との間に信頼関係を築きながら事業を行っていくことです。」



社名/株式会社富士石油商会 所在地/名古屋市南区豊4-13-7
代表者/高木一男 創業/昭和33年 従業員/25名 TEL/052(821)9695
事業所/本社、名和営業所 営業種別/収集運搬、中間処理(油水分離)
取扱品目/汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ

こんにちは

会社訪問記

安全第一を行動指針に、
リサイクル、適正処理に取り組む。

株式会社マルコー商会

(愛知県豊橋市)

豊橋港に向けて市内を横断、開けた地域に立地する株式会社マルコー商会におじゃまし、事業内容や廃棄物処理に対する姿勢など諸々のお話をさせていただきました。

——まず、事業内容を簡単に教えてくださいませんか。

洪本社長（以下洪本に略）『当社の事業は総合解体工事と産業廃棄物処理の二本柱に分かれています。比率的には解体業の方が約6割と高いのですが、産業廃棄物処理業の方も意欲的に取り組んでいます。』

——産業廃棄物処理業の許可を取得されたのは何年ですか。

洪本『収集運搬業の許可を取ったのが昭和57年。以後、処分業の許可も取り、中間処理施設と最終処分場の運営も行っています。』

——中間処理は何を行っているのですか。

洪本『木くずと建設廃材の破碎及び焼却を行っています。破碎施設は、確かこの地区で初めて当社が導入したのではなかったかと思います。焼却炉は平成2年に導入しています。また、医療廃棄物の中間処理施設を来年4月完成を目指して現在取り組んでいる最中です。』

——その他、何を行っていますか。

洪本『現場設置用のコンテナを100台所有し、各現場で使用しています。』

——では、貴社のモットーを教えてください。

洪本『常に新しい技術と設備を導入しつつ、リサイクルを推進していく事業を行うことです。そして、自分たちの知恵を出し合い産業廃棄物の減量化に積極的に取り組んでいくことでしょうか。誰も不法投棄をせず、適正処理費をいただける健全



洪本社長



社名/株式会社マルコー商会 所在地/愛知県豊橋市神ノ輪町20-2
代表者/洪本正克 創業/昭和57年 従業員/37名 TEL/0532(48)3718
事業所/本社 営業種別/収集運搬、中間処理（破碎、焼却）、最終処分
取扱い品目/廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材

な事業環境づくりをしていきたいですね。』

——リサイクルに対する意見をお聞かせください。
洪本『私たちが取り扱っている産業廃棄物の中には、まだまだリサイクルが可能な物が多数あります。特に建設系についてはこの傾向が強いと思います。行政や排出事業者の方々にご理解をいただき、早い時点でリサイクルしていけるようになってほしいと痛切に思う次第です。』

——最後に今後の事業展望についてお話ししてください。

洪本『中間処理を行うことにより、産業廃棄物を有価物に転換していけたらと考えています。廃棄物の量が減るなどという後ろ向きの思考を捨て、チャレンジしていきたい。廃棄物処理費の減少分は有価物の売却益で補填していく、というのが今後の方向ですね。』



社内

こんにちは

会社訪問記

環境美化をめざして
自社にできることを率先してトライ。

三和清掃株式会社

(愛知県小牧市)

小牧市郊外の閑静な住宅地に立地する三和清掃株式会社に伺い、宮川社長に会社の歴史や事業内容、社長の趣味などいろいろお話をお聞きました。

——まず、創業された年を教えてくださいませんか。
宮川社長（以下宮川に略）『創業は昭和45年、会社を設立したのは翌年の昭和46年です。当初、魚箱回収業として事業をはじめたのですが、この魚箱は季節によって出る量が極端に変動し、一年を通して安定した量を確保して事業を軌道に乗せることがなかなかできませんでした。このままでは会社の発展は難しいと考え、他に有力な仕事はないかと探していた時に出会ったのが廃棄物処理業でした。市場が安定しており、今後伸びる業種であると思いこの業界に参入したわけです。』

——では、産業廃棄物の許可を取得されたのは何年でしょうか。

宮川『廃棄物処理法の施行とともに昭和47年に取得しました。』

——現在行われている事業内容を教えてください。
宮川『産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬を行っています。春日井市については不燃物の委託収集も行っております。取扱う比率から見ると、約7割を一般廃棄物が占めています。産業廃棄物の取扱い量については、これから徐々に伸ばしていけたらと思いますね。』

——リサイクルについてはどのようなご意見をお持ちですか。

宮川『リサイクルは時代の趨勢だと思いますので、今後じっくり取り組んでいきたいのですが、現在リサイクル事業がそのまま利益に直結しにくいので、情勢を見定めながら当社が取り組めることか



宮川社長



社内

ら挑戦していきたいと思います。廃発泡スチロールの発生量が多いので、溶融固化などを行うことができればとも考えているところです。』

——がらりと話題が変わりますが、仕事の息抜きはどうされていますか。例えば社長の趣味などを教えてくださいませんか。

宮川『私は自然と親しむことが好きですから、休日などは車でいろんな場所を訪れています。特に山から海を望むのが大好きですね。緑があり、海があり……それだけで心が豊かになる。また、本社の敷地の回りにも小鳥や野鳥たちがたくさん来るので水飲み場をつくったり、エサ場をつくってあげたりしています。虫たちもきれいな音色で鳴きますよ。休日には遠出して自然と親しみ、休み以外の日には周辺の自然や動植物とふれあう。ストレス解消に最高ですね。』

——最後に社長の好きな言葉を教えてください。

宮川『月並みですが、希望です。仕事も私生活も希望を持たなければ何にもなりませんから。』



社名/三和清掃株式会社 所在地/愛知県小牧市大字本庄2613番地114
代表者/宮川勇次郎 創業/昭和45年 従業員/40名
TEL/0568(79)2740
事業所/本社、春日井営業所 営業種別/収集運搬
取扱い品目/汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、感染性産業廃棄物

こんにちは

会社訪問記

リサイクルは
私たちの企業使命です

協材碎石株式会社

(愛知県東海市)

名古屋市南区に隣接する屈指の工業地域、東海市南柴田町にある協材碎石株式会社名古屋事業所に伺い、事業内容等いろいろと藤浦社長にお話していただきました。

——事業内容をまず簡単に教えていただけませんか。
藤浦社長（以下藤浦に略）『主な事業内容は製鋼スラグとダスト類の加工販売です。そもそも当社の前身である協材興業株式会社が昭和26年の創業以来、スケール・製鋼スラグ・ダスト類等を製鉄原料やセメント原料、土木材料として有資源化してまいりましたのを、昭和62年に協材碎石と協材興業に分社し現在の組織になったわけです。ちなみに製鋼スラグは昭和44年から処理をはじめています。前身会社の歴史も含めると40年以上になります。』

——社名に碎石と入っていますが、では碎石業を行っているのではないのですか。

藤浦『元来、スラグを処理するという目的で当社は設立されていますから、天然碎石を製造しているわけではありません。スラグ碎石です。』

——先程の事業内容の説明で、製鋼スラグとダスト類の加工販売を主に行っているようですが、この中に産業廃棄物処理はどのように関わっているのでしょうか。

藤浦『当社の処理する製鋼スラグの多くは有価物扱いのスラグがほとんどです。事実、平成元年までは産業廃棄物の処理を行っておりません。それまでは有価物だけを処理していました。この年から建設廃材と廃棄物のスラグの中間処理をはじめました。産業廃棄物処理業者としては日が浅いわけです。ちなみに昨年度の全体の取扱量は70万ト



藤浦社長

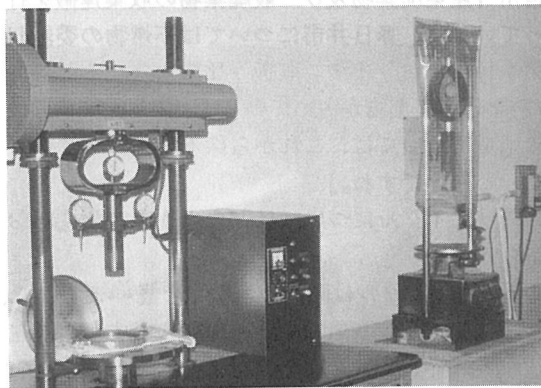


社名/協材碎石株式会社 所在地/愛知県東海市南柴田町二ノ割170番地の7
代表者/藤浦正己 設立/昭和62年 従業員/45名 TEL/052(601)1677
事業所/本社、名古屋事業所、管理センター
営業種別/中間処理(破碎) 取扱品目/ガラスくず及び陶磁器くず、鉄さい、建設廃材

ンほど処理しています。』

——もともとリサイクル企業だったわけですね。
藤浦『世の中に不必要な物はない、というのが当社創業者の言葉で、私どもの基本精神になっています。つまり、リサイクルは私どもの企業使命なんですね。現状ではリサイクルしにくい物でも、新技術の開発を行いながら、リサイクルに持っていくような体制づくりに努めています。当社は技術陣がけっこういますので、消費者に安心して購入していただける安価で品質の良いリサイクル製品をご提供してまいりたいと常に考えています。』
——では最後に、労働安全について取り組まれていることを教えてください。

藤浦『当社の施設には回転体が多いので、原則的に動いているものには手を出さないこと。まず手を止めて、一度考えてから行動しようということを徹底させています。設備は修理できるが、人の場合はそういうわけにいきません。あせらずに作業するように指導しています。』



試験室 (CBR 試験機等)

こんにちは

会社訪問記

適正処理を通じて、
生活環境の保全に役立ちたい

村上技建株式会社

(海部郡飛島村)

海部郡飛島村で汚泥の中間処理を中心に事業を行っている村上技建株式会社に伺い、管理部の森さんに事業の内容や基本姿勢等をお話していただきました。

——創業されたのは何年ですか。

森さん（以下森に略）『昭和47年に創業いたしました。』

——事業内容を教えてください。

森『建設系の産業廃棄物処理業、重機土木工事業、浚渫工事業、水質浄化業、軌道工事業の5つを行っています。』

——建設系の産業廃棄物処理を手掛けられているということですが、取扱品目を教えていただけませんか。

森『汚泥と建設廃材の2品目のみです。当社は汚泥の中間処理を中心に業を営んでいます。分級4,000㎡、脱水225㎡、天日乾燥84㎡の施設があり、脱水に関しては現在2,150㎡へ変更の申請中です。』

——では、貴社の産業廃棄物処理に対する基本姿勢を聞かせてください。

森『地球環境を守ることを第一義の目標に、適正処理を通じて社会に貢献していくということですね。もちろん、適正な処理を行うには適正な契約と適正料金をいただかないとできません。当社のお客様にはこの基本方針をご理解いただけるよう一生懸命努めています。不適正処理の撲滅と業界のイメージアップを図るためには、やはり基本姿勢をはっきり打ち出さないとはいけませんから。』

——リサイクルについてはどのような考えをお持ちですか。



森さん



事務所内

森『当社は汚泥の完全リサイクルを究極の目的に研究室を設け、現在精力的に取り組んでいる最中です。汚泥のリサイクルはまだ確立された方法が出ていません。当社ではその方法を模索し、社員一丸となって頑張っているところです。将来的には、現在の4階建本社をすべて研究室にする予定です。』

——汚泥の処理で現在問題となっている点は何でしょうか。

森『リサイクル製品にいかにか高い付加価値をつけるかが現在の課題ですね。』

——最後に、貴社の目指す将来像は何ですか。

森『日本一の汚泥リサイクル企業となることですね。』



社名/村上技建株式会社 所在地/愛知県海部郡飛島村新設11-27
代表者/村上 治 設立/昭和47年 従業員/45名 TEL/05675(5)3111
事業所/本社、名古屋事業所、管理センター
営業種別/収集運搬、中間処理(脱水) 取扱品目/汚泥、建設廃材

名人・達人 評判倶楽部 THE GREATEST PEOPLE

チャレンジとは 「夢中」になること

PROFILE

田中龍博

日本環境（株） 代表取締役
出身／岐阜県生まれ
血液型／A型
信条／有夢無中
夢／日々是好日
好きな言葉／一笑一生
嫌いなこと／一怒一老



TATSUHIKO TANAKA

ついに10回目を迎えた名人・達人 評判倶楽部。協会にヘリコプターの操縦免許を持っている方がいらっしゃるという情報を聞いた花井さん。早速、その謎の人物の正体を調べ、記念すべき10回目のインタビューを敢行しました。今回、登場する方は日本環境（株）の代表取締役 田中社長。

お話はたんにヘリコプターの話だけでなく、田中さんの人生観なども交えていろいろな方向に楽しく広がり、うなずくことしきりの花井さんでした。

「走る人」から「飛ぶ人」へ

——キリッとして陽焼けしてらっしゃって、見るからにスポーツマンという感じがしますが、スポーツを何かなさってたんですか。

田中「いろいろやりましたが、中学・高校は陸上の長距離ランナーでした。」

——やってみよう、というきっかけはどういうことだったんですか。

田中「今となってはわかりませんが、運命的というか、自分でどうこういうのではなく、何かに走らされている。そういう気がしてましたね。出会った先生も有名な方ばかりで、中学のときは岐阜県でもトップの先生でしたし、高校ではオリンピック選手を3人も4人も出している先生でした。運命的というのは、そうしたいい出会いも含めて、そう思うんですが。」

——すると田中さん自身もかなりのところまで行かれたのでは？

田中「そうですね、おかげさまで、私は1500mが得意だったんですが、高校で県の新記録を出すことができました、東海大会では優勝しました。全国では10番目くらいまで行きましたね。」

——大学では？

田中「大学では何か違うことがやりたかったんです。大学は法政だったんですが、1年の時からアメリカへ行きたい、自分を試したいという強い思いがありました。父親にそう言い続けていましたが、真っ向から反対されました。でも、ずっと言い続けていましたら、両親も折れて、それならということになったんです。

——めでたく念願のアメリカ行きの成就ですね。

田中「それが、条件付なんです。しかも4つも。まず、大学を必ず4年で卒業すること。教職の免許を取っておくこと。アメリカの大学を自分で探してちゃんと勉強すること。最後に、青い目の嫁さんを連れて来ないこと（笑）。これを背負ってサンフランシスコへ渡りました。

——なかなかシビアな条件ですね。で、いまのお

嫁さんの目の色は？

田中「約束は守りました（笑）。」

——優秀な長距離選手でいらしたから、留学先でスポーツをおやりにならなかったんですか。

田中「いえ、向こうではハング・グライダーをやっていました。いまでこそ知られていますが、22年前はアメリカでもやっている人は少なかったですね。」

——「走る人」からいきなり「飛ぶ人」になったんですね。こわくはなかったですか。

田中「もちろん、こわいです。最初のうちは本当にこわかった。慣れてからもこわさ半分、楽しさ半分ですね。」

——苦痛と快感は等しい、といいますが、何かを成し遂げる時にこわさを乗り越えた爽快感はたまらないでしょうね。

田中「何でもチャレンジにはリスクが伴うと思うんですよ。私は、楽しみながらチャレンジしたいんです。仕事でもそうです。無理をしたくない。頑張るとか、頑張れとか、よく言いますが、頑張ると無理が生じる。頑張るよりむしろ、夢中になりたい、そう思ってきました。」

——東京オリンピックの「鬼の大松さん」じゃないですが、精神主義、根性主義のような直線的頑張り、現代の風土にマッチしなくなってきてま

すね。夢中になるということは、やりがい、楽しみ、を伴うと思うんですが、いかにして自分をそこへ持っていくか、がありますよね。さて今日メインとしてお聞きしたかったのが、学校まで経営なさっているという「ヘリコプター」のことなんですけど....。

田中「これも運命的なんですね。私は小さい頃から「空を飛びたいな」という、飛ぶということの無限の広がり、憧れを抱いて、それがハング・グライダーとの出会いを作ったんだと思うんですが、ヘリコプターは伯父の影響です。伯父は30数年前にすでに鈴鹿サーキットでレーシングエンジンをいじっていた、いわゆるメカニックをやっていたプロなんです。その伯父が小さいヘリコプターを持っていたんです。初めて飛んだのは、環境関係の仕事をするようになってからで、7年くらい前ですね。」

——同じ飛ぶといっても、ハング・グライダーとヘリコプターは随分違うんじゃないですか。

田中「すべて違いますね。なかでも恐怖感。これは全く比ではない。空を飛びたいという願望と恐怖感ギャップがあるんです。私はあのナガシマなどにあるジェットコースターがダメなんですね。」

——その方がヘリコプター、ですか。すごいチャ



レンジですね。

田中『やめようと何度か思ったか知れません。でも、こまま引き下がるのは自分自身に腹立だし。その気持ちで続きましたね。』

——私も一度ヘリに乗ったことがあるんですが、足元が透けてるんですね。こわいの何のって、体をタテに突き抜けていくような恐怖感でした。飛行機はただ乗ってる、という」感じですが、ヘリコプターは、乗せてもらっても操縦そのものを体感するんだなと思いました。

田中『飛行機とヘリでは操縦レベルが違うんですよ。飛行機が10ならヘリは30～40です。静止・バック・右回転・左回転・上昇・斜め上昇・と、あらゆることができます。そのために両手・両足をフルに使うんです。両足は後ろのテールの操作ですね。右手は前後左右、左手は上下しながら絞ったり開いたり忙しいですね。一番こわかったのは、非常事態の訓練の不時着です。上空で回っているエンジンを切って、惰力だけで500メートル四方くらいの場所に着陸するんです。これは何百回やってもこわいですね。惰力を80キロくらいにコントロールしながら降下するわけなんです、その時に左右のバランスが大きく崩れる。それを足で、手で、コントロールしながら着地する。その間、約3秒です。』

——....(絶句の花井さん)。

田中『目前に、こう地面が迫ってるんです。それを3秒で何とかしなければならぬ。まさに生死一体ですね。あまりの恐怖に失禁しますよ。地上に降りたとたんに、ハーツ....です。』

——たまりませんねえ....。エレクトーンとピアノを並べて置いて、連弾で「くまばちの何とか」という難しい曲を弾いている人を見て、びっくりしましたが、あんなので驚いてちゃいけませんねえ。全然違うとえ出すけど(笑)。大変なお話をいろいろ伺いましたが、一番気持ちよかった飛行というののひとつ紹介していただけないか。

田中『セブ島の海岸沿いに飛んだ時のことですね。

どこまでも広がる青く澄んだ海と皿の間に行く時がホントに気持ちよかったですね。その後、スキューバーダイビングで海の中を散策したり、と最高でした。』

——この世の海と空の醍醐味を満喫したわけですね。なんて贅沢な(笑)。

田中『いやあ、それがいまは全然できないんですよ。』

——ヘリコプターの学校を創られたのは、ご趣味が高じてですか。

田中『私は、楽しみながら、夢中になりながら、人生を送れたらいいなあ、そして、それが自分の業となれば、これに勝る人生はないんじゃないか。それを送るにはどうしたらいいか、いつもそんなことを考えて来ました。それで共同で出資して学校を設立したんです。』

何かを創り上げて軌道に乗せるまでのプロセスが最も楽しい期間

——最近ではヘリコプターのニーズというのはどうなんでしょう。

田中『バブルの時のようなことはないですが、最低限のニーズはありますね。でも、景気に関わらず、これからは空のアクセスというのが増えていくと思うんです。運輸省からも、各県にひとつ、航空基地を設けなさい、という働きかけがありますしね。そういうことからしても、何か面白い展開ができるんじゃないかと思っています。機種の価格が高いくから、共同で持ってもいいし、企業と契約を結んで、年に何回飛ぶとかにしてもいいですね。』

——阪神大震災では、地上の交通網がすべてやられて、小さな面積でも発着できるヘリコプターが



大活躍しましたよね。災害の救助とか、緊急を要する重病の方の移送とか、さまざまな面でヘリの出番も多くなると思います。ご自分が夢中になったことをビジネスで展開されていかれる田中さんは、大変幸せな方だと思いますが、反面、いつも何か新しいことにチャレンジしたいという願望もお持ちですね。

田中『これはいいのか悪いのかかわからないのですが、何かを創り上げて、軌道に乗せるまでのプロセスというのが最も夢中になれる時間であり、楽しい期間なんですね。もちろん、ビジネスとして手がけたら、そういう期間が過ぎても決しておろそかにはしないです。けれども、軌道に乗せるまでが私の本分としての仕事じゃないかと思っているんです。』

——すると、もう何か新しいことを考えていらっしゃる?

田中『実はそうなんです。まだ「何」とはいえない段階なんです、21世紀に必要とされるビジネスで、是非ひとつ手がけたいと思っているものがあるんです。』

——まずご自分が夢中になってチャレンジし、ク



花井 美紀

(株) コミュニケーションデザイン代表
イベント司会・コーディネーター、
ビジネスマナーインストラクター、
信用金庫協会女子職員講座の専任講師、
TV、ラジオ等で現在活躍中。



リアーして、それを「業」として展開する。そして、また新しく....。田中さんはヘリコプターの達人ではなく、21世紀型のニュービジネスの達人なのかも知れませんか(笑)。



私の健康法

減量継続中



有限会社西尾浄化槽管理センター
代表取締役 石山 進

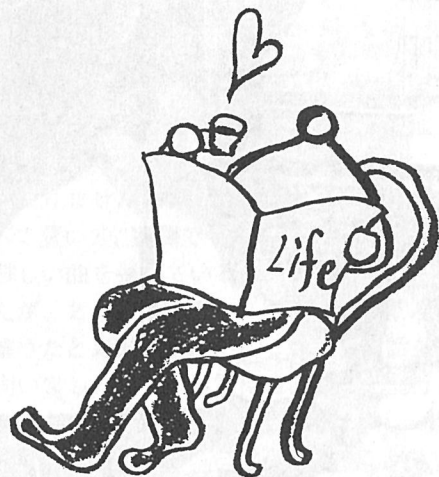
2年程前にゴルフ中に足にケイレンが走り、随分、痛い目に遭った事があってから、足に負担がかからないように減量することを思いたち、プランを立て試みましたが、何回やっても失敗の巻でした。意志強固に、1日食事1回・サウナ減量1キロを継続すること3ヶ月。やっと75キロから68キロまでにこぎつけました。ともすると、今でもうまい物に誘惑されそうになりますが、今後もこの減量作戦を続けよう思っている私です。

健康法の秘訣は3つ



豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
代表取締役 石田 一男

腹八分 肥満は万病のもとであるから、食事は8分目。料理はすべからく2割すと決めています。速足散歩 1日散歩(万歩)のおかげで腰痛、足の衰え知らず。毎日6から7キロメートルを速足で歩きます。軽体操 筋肉がこわ張り、関節の柔軟性がなくならないようにするには、風呂上りに、15分間のラジオ体操を行うのが一番です。■面倒になって途中で投げ出さないよう、「継続は力なり」のポスターを部屋に掲げて励ましとしています。



生活環境に適應できるような積極的に働きかける



サンエイ株式会社
環境事業部長 伊藤雅仁

人は誰でも健康でありたいと願っています。しかし健康とはとなると、漠然とつかみどころがありません。私は、今日の多様な価値観や生活要因が複雑な生活環境の中では、自分をその環境に適應させるため積極的に働きかけていくことが健康法であると考えています。適量のアルコールを飲み、ゴルフをプレーして、ストレスを発散し生活の平衡状態を保つ健康管理。この維持に努めています。

定期的な健康診断



有限会社リサイクリング産業
代表取締役 鬼頭 弘

若い頃は体力にも自信があり、少々の風邪などでもびくともしなかったのですが、年齢も70才を過ぎますと、医者の力を借りるよりしかたありません。自分の体に細心の注意を配り、少しでも変だなと思った時は医者へ行き、定期的に健康診断を受け、自分の体が現在どのような状態なのかを理解するようにしています。あとは常に体の調子が良いというイメージを持つということも大切な健康法のひとつかと思っています。

二つのストレス解消法



永一産商株式会社
代表取締役 永井良一

私の健康維持は二つのストレスを解消することによって保っています。一つは、肉体的ストレスの解消法として、疲れたら寝ること。会社が休みの時は、昼頃まで睡眠をとるようにしています。二つ目は、精神的ストレスの解消法として、帰宅したら後先を考えず自然に過ごし、会話のある楽しい食事をする事です。この二つのストレスを解消することで健康維持を図っています。

法律相談

弁護士 楠田 堯爾

「後遺障害」について

Q

交通事故による後遺障害について教えてください。

A

今回のご質問は交通事故による後遺障害についてです。1 交通事故による損害として、被害者に後遺障害が残された(へんな表現ですが)場合の損害について申し上げます。2 後遺障害といっても、最も軽い14級から最も重い1級まであり、一律に論ずることはできません。しかし、程度の差はあれ、身体に機能の障害を残す訳ではありますから、それぞれの後遺障害の実態に応じた損害が認められます。要約するならば、後遺障害による(1)逸失利益、(2)慰謝料および(3)日常生活における支障の回復のための設備等です。3 後遺障害による逸失利益とは、後遺障害が存することによって労働能力の全部または一部が失われたことによる減収(収入減)のことです。自賠法(自動車損害賠償保障法)施行令の別表に1級から14級までが定められており、それぞれの等級に応じた労働能力喪失率が決まっております。〔自動車損害賠償責任保険(共済)損害査定要綱〕

1級	100%	5級	79%	9級	35%	13級	9%
2級	100%	6級	67%	10級	27%	14級	5%
3級	100%	7級	56%	11級	20%		
4級	92%	8級	45%	12級	14%		

4 後遺障害による逸失利益は一般的には上記によっておりますが、被害者の職業や年齢によってはこれと異なる労働能力喪失率となることもあります。5 労働能力喪失はいつまで続くのかが問題です。就労可能時間(年数)は、満67歳までとされております。ただ、被害者が高齢者の場合は平均余命の2分の1を就労可能年数とします。6 ただし、後遺障害による労働能力喪失の期間が等級に応じて概ね決められております。後遺障害というのは、これ以上治療を続けても全快しないので何らかの障害を残すという被害者には真に気の毒な結果を生ずることであり(これを症状固定といいます)、一生治らないということではありますが、後遺障害の程度と内容によっては、一定期間経過すれば機能障害が消失することもあり、あるいは後遺障害は存するけれども日常の起居動作で機能が回復されることもあり得るということから、後遺障害による機能障害は必ずしも一生続くとは考えない訳であります。7 また、後遺障害による労働能力喪失の程度すなわち労働能力喪失率が年とともに軽減するという考え方もあります。例えば、11級の後遺障害で言いますと、当初何年間は20%の労働能力喪失であるが、5~7年ぐらいいで15%程度に、更に5~7年ぐらいいで10%程度にというように、段階的に労働能力喪失率を考えることもあります。8 逸失利益は、将来の何年かの損害は(減収)を現時点で引き直して計算しますので、将来分について中間利息を控除しなければなりません。将来X年間後遺障害が継続するからといって労働能力喪失額(年収×労働能力喪失率)に単純にXを乗じるというのでは、将来分の手取りになってしまいます。そこで、現在価格に引き直すのに中間利息を控除する訳ではありますが、その方法に、単利で計算する方法(ホフマン方式)と複利で計算する方法(ライブニッツ方式)とがあります。9 減収の基礎となる収入(年収)はどうするか。これは、休業損害や被害者死亡の場合の逸失利益に共通する問題ですので、休業損害のところで詳しく述べたいと思います。簡単に言いますと、給与所得者は給与の額によります。個人事業者は所得申告によるものが一般的ですが、所得申告が必ずしも収入を正確に反映しないこともあって、裁判所でも収入の算定に苦労します(脱税を容認するというではありません)。無職者や若年者・幼児の場合、主婦の場合は賃金センサスの平均賃金によっております(ただし、無職者の場合は全部が全部ではない。無職の状態や原因にもよります)。10 このように、後遺障害による逸失利益についても、裁判における創意・工夫の積み重ねで、だいたいの計算方法が確立されております。11 次回は、後遺障害による慰謝料と日常生活における支障の回復のための設備等について申し上げたいと思います。

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

理事会報告

平成7年度第2回理事会

■日時 平成7年7月5日

■場所 協会事務所会議室

議決（報告）事項

1. 委員会の構成について

任期満了に伴う委員の選任について、その選出方法を説明し委員名簿に基づき新委員名を発表、全員異議なく承認しました。なお、各委員長については留任することで承認しました。

2. 新規入会者の承認について

事務局より入会申込みのあった正会員、アコー解体建工（有）はじめ3名及び賛助会員（株）オノコムの事業内容を説明した後、議長が諮ったところ全員異議なく承認しました。また、会費長期未納者2名について会員登録を抹消したい旨提案があり、採決の結果、全員異議なく会員登録を抹消し退会扱いすることで承認しました。

3. 災害時緊急配備調査結果について

先にアンケート調査を実施した災害時における動員可能数について、集計結果を資料に基づき説明。なお、本調査結果を愛知県及び名古屋市へ提出することを全員了承しました。

4. 支部活動について

本年度の支部活動について情報交換を行い、加山理事より、不法投棄の撤去についての費用を協会より支出できるかとの質問があり、事務局より撤去費用は計上されていない旨答弁があり、状況に応じて理事会で協議することとしました。

5. 県・市行政指導会議の開催について

本年も9月に開催したい旨事務局より提案があり了承されました。

6. 中部産業廃棄物厚生年金基金代議員の改選について

任期満了に伴う役員改選について、現役員宇津野清彦、豊田能史の両氏より辞任の申出があり、後任に加山昌弘、平村成一の両氏を推薦したい旨提案があり、全員了承しました。その他

7. 全国産業廃棄物連合会通常総会報告

- (1) 厚生省局長感謝状候補者選考
- (2) 該当者なし

平成7年度第3回理事会

■日時 平成7年9月19日

■場所 ロイヤルホテル弁天閣

議決（報告）事項

1. 県・市行政指導会議の進行について

本日の県・市行政指導会議の出席者ならびに議題・議事進行について、資料に基づき説明があり全員了承しました。

2. 平成7年度後期事業計画について

平成7年9月以降の事業予定について説明があり、承認しました。

3. 新規入会者の承認について

入会申込みのあった正会員（有）徳升建材総業をはじめ4名の事業内容を説明した後、議長が諮ったところ、全員異議なく承認しました。また、退会届けの出ている正会員2名の退会を了承しました。

4. 会費長期未納者の会員登録抹消について
会費長期未納者について再三文書、電話で請求後も現在まで納付されない3名について、会員登録を抹消したい旨提案があり、採決の結果、全員異議なく会員登録を抹消し、退会扱いとすることを承認しました。建設廃棄物部会の設置について

5. 7月に開催された適正処理委員会において、建設廃棄物の適正処理を推進するため専門部会を設置することを決めたので理事会において承認されたい旨提案があり、採決の結果全員異議なく承認しました。

6. 全産連医療廃棄物実務研修会の開催について
中部ブロックにおける医療廃棄物実務研修会の開催要領について報告がありました。

7. 委員会、支部活動について
各委員会の開催状況及び各支部の活動について報告があり、それぞれ了承されました。

8. 21世紀万国博覧会開催への協力要請について
愛知県環境部ならびに愛知県商工部万博誘致対策局よりの協力要請について、安井専務理事より説明があり、協力活動を行うことを異議なく承認しました。

委員会報告

適正処理委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年7月26日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 正副委員長及び各正副部会長の選任について
委員長に新美 實氏（（有）三洋サービス）、副委員長に南野 昇氏（ミナミ産業（株））、宮川辰夫氏（宮川興業（株））を選任しました。

2. 平成7年度適正処理関連事業の実施計画について

容器包装廃棄物リサイクル法講習会、PL法についての講習会の実施について了承しました。また、適正処理推進ステッカーを作成した。追加希望については、実費で対応することとしました。

3. 部会活動について

4. 適正処理に関する各支部の取り組みについて
建設廃棄物の適正処理を推進するための専門部会を設立することで意見が一致しました。

5. 最近の廃棄物処理法違反について

最近発生した産業廃棄物不法処理事犯について報告が行われました。

福利厚生委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年7月27日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 正副委員長の選任について

委員長に相木邦昭氏（大府衛生（株））、副委員長に加山昌弘氏（（加山興業（株）））を選任しました。

2. 第4回ボーリング大会の実施について日時を10月13日（金）とし、個人プレーで3ゲーム、女性のみハンデをつけて実施することとしました。

3. 第3回ゴルフ大会の実施について

日時を11月10日（金）とし、春日井のオールドレイクにおいて実施することで意見が一致しました。

4. 生命共済グループ保険への加入促進について
委託生命保険会社から他社より有利な生命共

済グループ保険への加入について説明がありました。

5. その他

産業廃棄物問題から離れて、健康についての講演会等を行ってはその発言がありました。

広報編集委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年7月28日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 正副委員長の選任について

委員長に宇津野清彦氏（宇津野興業（株））、副委員長に所 仁司氏（双葉興業（株））を選任しました。

2. 「産廃あいち」表紙のニューデザインについて

3. 「産廃あいち」第17号企画、編集について事務局より提案があり、今回より「こんにちは会社訪問記」及び「私の健康法」については各支部より1社ずつ推薦することしました。

平成7年度第2回委員会

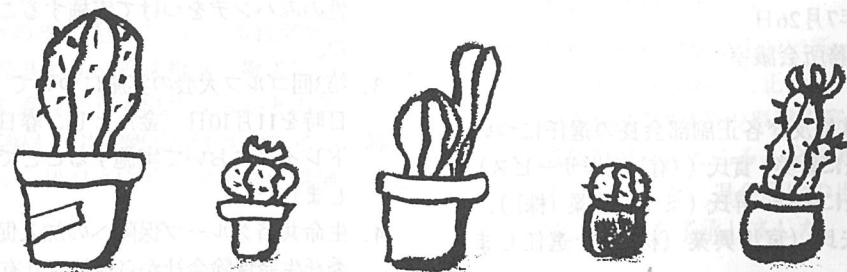
■日時 平成7年10月2日

■場所 協会事務所会議室

協議事項

1. 「産廃あいち」第17号編集校正について

2. 「産廃あいち」第18号の企画内容について



研修指導委員会

平成7年度第1回委員会

■日時 平成7年7月31日

■場所 協会事務所会議室

1. 正副委員長の選任について

委員長に増田 昇（豊田産廃（株））、副委員長に伊藤雅仁氏（サンエイ（株））を選任しました。平成7年度厚生大臣認定講習会について

2. 平成7年度当初開催日程の他に特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を平成8年度2月22日及び23日の2回追加して実施する旨事務局より説明がありました。

平成7年度法令講習会実施について事務局より、

3. 「容器包装廃棄物リサイクル促進法」説明会を通商産業省より講師を招いて8月10日に開催する旨説明がありました。

施設見学会の開催について

4. 事務局より、「関西方面の優良事業所の施設見学会を実施する旨説明があり検討した結果、9月27日～28日に実施することに決定しました。

平成7年度第2回委員会

■日時 平成7年9月13日

■場所 名古屋国際会議場

1. 施設見学会の実施について

施設見学会について最終打ち合わせを行いました。

厚生大臣認定産業廃棄物処理業に関する 新規許可講習会開催（収集運搬課程）

平成7年7月13日～14日の2日間、名古屋国際会議場において（財）日本産業廃棄物処理振興センター主催による産業廃棄物収集運搬課程新規許可講習会を当協会が担当し、開催しました。

■日時 平成7年7月13日～14日

■場所 名古屋国際会議場

受講者数 233名（県内179名、県外54名）

●講習会日程

第1日目

開講・開会挨拶 愛知県環境部廃棄物対策課主幹

小林幸資氏

ガイダンス（財）日本産業廃棄物処理

振興センター参与 斎藤克己氏

行政概論 愛知県環境部廃棄物対策課

主任専門員 川村弘行氏

収集運搬概論 愛知県環境部廃棄物対策課主任

木下丈己氏

環境行政概論（財）日本産業廃棄物処理

振興センター 非常勤講師 原 四郎氏

第2日目

安全衛生管理 中央労働災害防止協会

中部安全衛生サービスセンター 上野守康氏

収集運搬各論（財）日本産業廃棄物処理

振興センター 非常勤講師 林 隆一氏

経営管理 （社）愛知県産業廃棄物協会

専務理事 安井 孝氏

業務管理 （社）愛知県産業廃棄物協会

専務理事 安井 孝氏

修了考査

建設部会発足のご案内

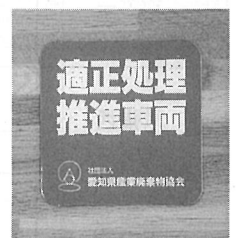
この度、建設廃棄物を取扱う会員を対象に新しく建設部会を発足させることになりましたのでお知らせします。建設廃棄物の適正処理をめぐる諸問題等を専門的に討議し、研究していく部会です。

会員の皆さんの積極的な部会参加をお待ちしています。建設部会に関する詳しいお問い合わせは事務局までどうぞ。

適正処理推進ステッカーを作成 会員に配布

このたび、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、会員の意識向上に期する目的で適正処理推進ステッカーを作成。協会会員の皆さんに配布しました。

収集運搬車両及び営業車に張っていただき、貴社の適正処理に対する姿勢をどんどんアピールしていただきたいと思います。また、対外的なイメージアップだけでなく、従業員の方々の産業廃棄物処理業に対する使命感、意識の向上にもご利用ください。



委員会配置表

区 分	企画 8人	適正処理 12人	研修指導 10人	広報編集 10人	福利厚生 10人
理 事	清水善一 近藤成章 新美 實 ○宇津野清彦 ○中嶋久夫 増田 昇 相木邦昭 安井 孝	◎新美 實 ○南野 昇 ○宮川辰夫 伊藤博之	◎増田 昇 ○伊藤雅仁 中嶋久夫	◎宇津野清彦 近藤成章	◎相木邦昭 ○加山昌弘 新井栄済
名古屋		永井良一 山本金一	西山幸光	五箇 始	川根 武
尾張西		佐藤正行	秋田英貴	堀川政男	新家義彦
尾張北		水谷潤一	井田信一	○所 仁司 竹内良一	加藤直毅
尾張南		中野 弘	長縄力雄	金田辰雄	平村成一
西三河		近藤 保	天野邦彦	石山 進	大谷忠幸
東三河		長崎正敏	洪本正克	石川直宏	彦坂孝明
青年部		古賀正明	高木英泰	田口正信	加藤志朗

◎委員長 ○副委員長

愛知県、名古屋市へ
災害時緊急出動協力会員の名簿を提出

阪神大震災を教訓に、愛知県及び該当する市町村の災害時緊急対策における出動について、当協会の協力体制を把握するため、会員にアンケート調査を実施。集計結果をもとに、災害時に緊急出動が可能な処理業者を支部別集計表を作成。この資料を、平成7年7月11日に清水会長をはじめ企画委員8名と当協会顧問の高橋愛知県議、同じく佐橋名古屋市長に同行いただき、愛知県環境部長、名古屋市環境事業局長を訪問してそれぞれ防災計画ならびに救援活動等に活用していただくよう提出。協力内容等について懇談を行いました。県・市ともに貴重な資料として十分活用させていただくとのことでした。以下は、資料提出した支部別集計です。

災害時緊急出動協力会員名簿 支部別集計表 (H7.3.31現在)

支部	回 答 事業所 (社)	動 員 可 能 事業所 (社)	動員可能内訳			
			車 両 (台)	人 員 (人)	施 設 (社)	状況に よる
名古屋	55	34	109	195	10	4
尾張西	15	13	22	29	0	1
尾張北	30	22	48	53	2	2
尾張南	30	21	84	136	6	2
西三河	40	38	113	227	18	2
東三河	20	16	32	49	10	0
県 外	13	8	47	36	3	0
合 計	203	152	455	725	49	11

●平成7年度 会員名簿正誤表

平成7年度会員名簿に訂正及び変更がありましたので通知致します。

頁	No.	訂正箇所	正	誤
18	9	(株) アヅマ商会	(TEL) 052-612-6315 (FAX) 052-612-6324	(TEL) 052-803-8787
22	27	会社名	川野興業	川野工業
38	99	名古屋建設廃棄物 事業協同組合	(住所) 〒462 名古屋市中区金城2-6-10 (TEL) 052-914-1112 (FAX) 052-914-1113	(住所) 〒453 名古屋市中村区亀島2-12-27 (TEL) 052-451-1234 (FAX) 052-451-1233
43	122	会社名	(株) 富士商行	富士商行
47	140	(株) みすず工業	(名古屋営業所) 〒454 名古屋市中川区富田町千音寺3147 (TEL) 052-432-5391 (FAX) 052-432-5392	(名古屋営業所) 〒465 名古屋市中東区藤見ヶ丘118 (TEL) 052-776-8978 (FAX) 052-777-3449
58	24	サンワケミカル (株)	(住所) 〒496 海部郡佐織町大字町方新田字五軒屋東24	(住所) 〒496 海部郡左織町大字町方新田字五軒屋東24
71	14	大成環境 (株)	(許可品目) (中間処理方法) 破碎 焼却 (中間処理品目) 6.7.8.12.13.15. (許可日) 収 H2.7.13 (H7.7.12) 中 H7.3.27 (H12.3.26)	H 2.7.13 (H7.7.12)
74	27	(株) 新栄工業	(代表者) 加藤憲一	(代表者) 田中秀樹

頁	No.	訂正箇所	正	誤
87	21	(株) 沢田工務店	(代表者) 沢田公嗣	(代表者) 大西佳勝
109	54	会社名	(株) デクレッス	(株) デクレックス
114	77	堀江建材	(許可品目) (収集運搬品目) 6.13.14.15.	(許可品目) (収集運搬品目) 6.3.14.15.
130	53	(有) リサイクリング 産業	(代表者) 鬼頭 弘 (連絡先) 取締役総務部長 鬼頭秀幸	(代表者) 鬼頭秀幸
144	51	会社名	中部キャタピラー三菱 建機販売 (株)	中京キャタピラー三菱 建機販売 (株)
145	67	(有) トピック	(住所) 〒460 名古屋市中区栄3-19-17 丸善ビル7F	(住所) 〒460 名古屋市中区栄3-19-17 丸善ビル7F
146	73	廃棄物研究所	(住所) 〒462 名古屋市中区金城 2-6-10 (TEL) 052-914-1195 (FAX) 052-914-1113	(住所) 〒453 名古屋市中村区亀島 2-12-27 (TEL) 052-451-1349 (FAX) 052-451-1233
147	96	三菱化学エムケーブイ (株) 名古屋事業所	(連絡先) 管理環境保安室GM 山中正博	(連絡先) 部長代理 棚橋 真

■新規正会員

名 称 氏 名	所 在 地 電 話 番 号	許 可 区 分	営業の種類及び許可品目				許可年月日 (許可期限)
			収集運搬	中間処理 処理方法	品目	最終処分	
アコー解体建工（有） 来山健一	〒442 豊川市蔵子7-12-3 05338-9-1575	県	6.8.11.12.13.15				H5.4.20 (H10.4.19)
		市					
(株)ビルドサービス 内藤克己	〒441 豊橋市神野新田町字ホノ割24 0532-32-7081	県	6.8.13.15				H6.1.11 (H11.1.10)
		市					
千田工業（株） 千田盛一	〒444-13 高浜市二池町1-6-21 0566-53-2140	県	8.15	焼却	8		収H3.5.22 (H8.5.21)
		市					中H6.9.12 (H11.9.11)
(有)徳升建材総業 徳升政重	〒441-12 宝飯郡一宮町大字一宮字 大プロ23-449 05339-3-3117	県	8.15				H6.10.2 (H11.10.1)
		市					
久保建材 久保清見	〒458 名古屋市緑区鳴海町字細根 84-4 052-624-1915	県	2.6.8.13.14.15				H7.4.14 (H12.4.13)
		市	2.6.8.13.14.15				H7.5.1 (H12.7.10)
アイズ（株） 井上久年	〒468 名古屋市天白区元八事3-62 052-831-7053	県	2.3.6.7.8.9.10 12.13.15				H7.7.11 (H12.7.10)
		市	2.3.6.7.8.9.10 12.13.15				H7.7.3 (H12.7.2)
愛知海運（株） 森田昭良	〒445 名古屋市港区名港2-9-31 052-651-3221	県	1.6				H2.12.12 (H7.12.11)
		市					

取り扱う産業廃棄物の種類（許可品目欄番号）
1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.紙くず 8.木くず 9.繊維くず 10.動植物性残渣 11.ゴムくず
12.金属くず 13.ガラスくず及び陶磁器くず 14.鉱さい 15.建設廃材 16.動物のふん尿 17.動物の死体 18.ダスト類 19.その他
特01.引火性廃油 特02.腐食性廃酸 特03.腐食性廃アルカリ 特04.感染性産業廃棄物 特05.特定有害廃PCB等 特06.特定有害廃PCB汚染物
特07.特定有害指定下水汚泥 特08.特定有害鉱さい 特09.特定有害廃石綿等 特10.特定有害ダスト類 特11.特定有害燃え殻 特12.特定有害
廃油 特13.特定有害汚泥 特14.特定有害廃酸

■賛助会員

名 称	氏 名	〒	所 在 地	電 話 番 号
(株)オノコム	小野喬介	440	豊橋市鍵田町36	0532-55-7711

■支部別会員数

平成7年9月14日現在

支 部	正 会 員	賛 助 会 員	計
名 古 屋	159	55	214
尾 張 西	57	11	68
尾 張 北	58	11	69
尾 張 南	58	8	66
西 三 河	90	7	97
東 三 河	52	8	60
県 外	41	1	42
合 計	515	101	616

もうお済みですか？
最低資本金規定の要件クリア

平成8年3月31日をもって、企業の最低資本金制度の猶予期間が終了します。
会員の皆さんはもう規定要件を満たしていますか？
株式会社は1,000万円以上、有限会社は300万円以上の最低資本金を満たしていることが条件です。期限までに要件を満たすことができない場合は、官報に公告された2カ月以内に増資を行うか、組織変更（株式会社で資本金が300万円以上あれば、有限会社への変更の登記も可）を行わなければなりません。この2カ月を経過しても法的な規定をクリアできない場合は、法定解散に追い込まれ、強制的「精算会社」扱いになります。お忘れのないように、一度確認をおすすめします。

編集後記

「産廃あいち」が4年目に突入しました。その時々話題となった情報を、会員のみなさんにお届けしてまいりましたが、読後はどんな感想をお持ちでしょうか。

広報編集委員一同、会員のみなさんのご感想、お叱りの言葉、企画のご提案など、どんな些細なことでもお聞かせいただき、よりよい「産廃あいち」の紙面づくりにご活用させていただきたいと考えております。また、今年度から広報編集委員の布陣が各支部と青年部から選ばれた10名体制で編集を担当してまいります。ぜひ、みなさんの支部担当委員にご一報していただいて「産廃あいち」の編集にご参加ください。

広報編集委員一同

「産廃あいち」編集委員会	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
「産廃あいち」発行所	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
久保田社	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
久保田社	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
アイズ（株）	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
井上久子	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
愛知海運（株）	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号
新田明彦	〒467-0001 名古屋市瑞穂区神穂5番49号

広告掲載のお願い

「産廃あいち」の広告掲載を募集しています。貴社のPRや営業案内など、広告面をタイムリーに活用してお役立ていただければ幸いです。広告掲載の問い合わせは協会事務局までご連絡ください。

あなたの情報版

●協会員みなさんの情報、エピソードをおよせください。

産廃あいちでは、毎号「あなたの情報版」ページを企画し、会員相互の情報ボードとしてご活用いただけるよう楽しいページをつくらせていきたいと思っておりますので、どしどし原稿をおよせください。

広告掲載社名

近藤産興株式会社、宮川興業株式会社、佐川印刷株式会社、ロイヤルホテル弁天閣、第一法規出版株式会社、大府衛生株式会社、近藤設備設計株式会社、有限会社名古屋清掃、株式会社シミズ、江洲産商株式会社

■広報編集委員

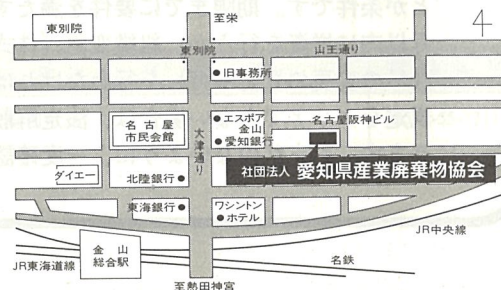
委員長	宇津野清彦	宇津野興業(株)	代表取締役
副委員長	所 仁司	双葉興業(株)	顧問
委員	近藤 成章	近藤産興(株)	代表取締役
	五箇 始	(有)森田商店	取締役
	堀川 政男	海部衛生社	取締役代表
	竹内 良一	名環サービス(株)	代表取締役
	金田 辰雄	三州土木(株)	代表取締役
	石山 進	(有)西尾浄化槽管理センター	代表取締役
	石川 直宏	三石産業(有)	取締役業務部長
	田口 正信	日の出衛生保繕(株)	取締役部長

産廃あいち Vol.17

平成7年10月20日発行

編集 『産廃あいち』広報委員会
発行 (社)愛知県産業廃棄物協会
〒460
名古屋市中区金山二丁目10番9号(名古屋阪神ビル)5F
TEL.(052)332-0346
FAX.(052)322-0136

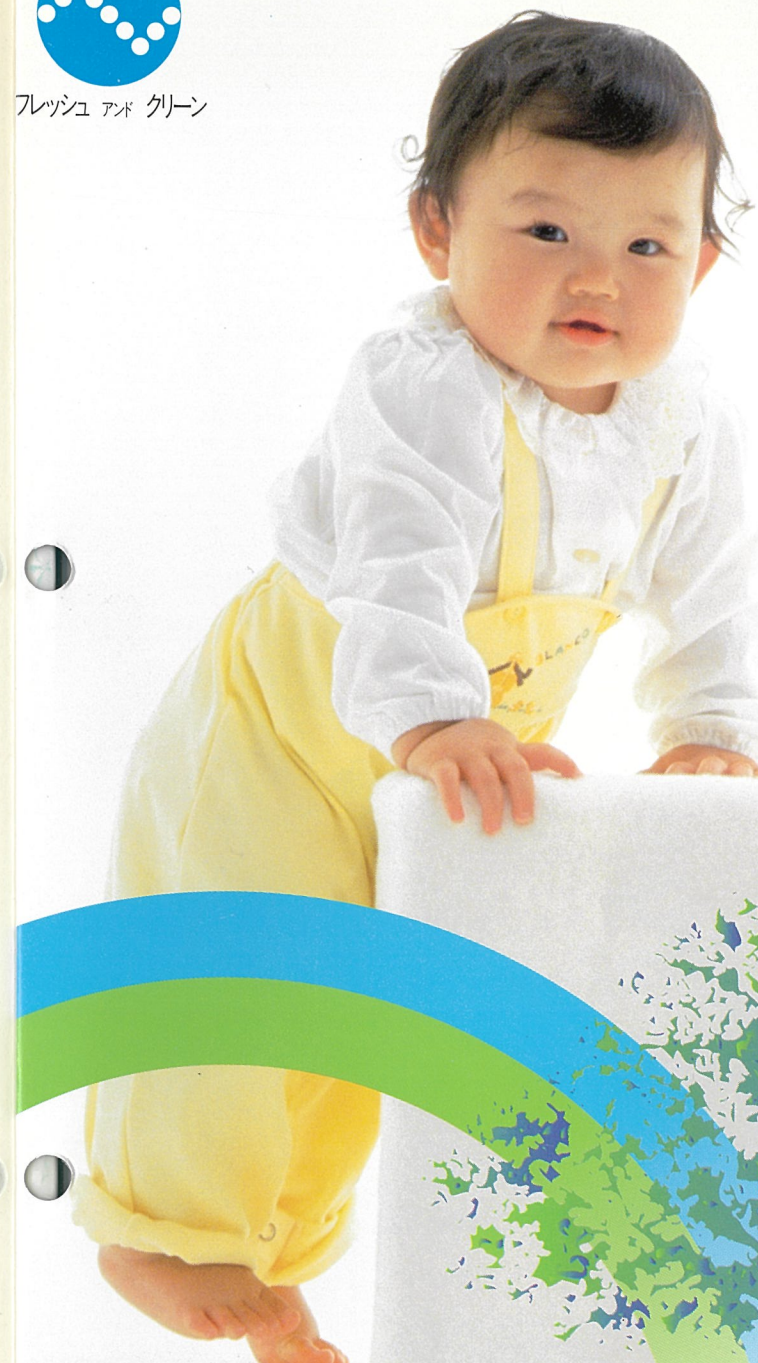
発行人 清水善一
事務局 稲垣成房
編集協力・制作 有限会社トピック



フレッシュ アンド クリーン

地球のきもちになって環境保全

人間のもたらした環境破壊は、いまや地球を疲労困憊させ、満身創痍に追い込んでいます。このままでは、21世紀を待たずに地球は回復不能な状態に陥ることは間違いないと、一人一人が何をすべきかを真剣に考え、行動することが一番大切です。私たちは美しい環境を守るために、30年以上前から、着実にできることに取り組んできました。地球のきもちになって、一歩ずつ、確実にクリーニング。地球とともに歩みたい名古屋清掃。



紙、木、鉄のリサイクルから廃棄物処理まで

名古屋清掃

小さなGOMIから大きなGOMIまで
(052)821-5353
FAX (052)821-8060

- 本社 〒467 名古屋市瑞穂区神穂5番49号 ☎052-821-5353(代)
- 名古屋東営業所 ☎052-895-5353 ●名古屋南工場 ☎052-614-5353 ●南陽現業所 ☎052-303-5353
- 名古屋西営業所 ☎052-409-5353 ●名古屋北工場 ☎052-443-5353 ●春日井現業所 ☎0568-51-8558

地球のアイデンティティを守ります。

生命の源は、地球から生まれました。

きれいな空、うつくしい海、雄大な大地、そして人類も……。

しかし、廃棄物の起源は私たち人類にあります。

うつくしい地球の素晴らしさを新世代に手わたすためにも、増えつづける廃棄物の前に地球が埋もれてしまわないよう。

私たちは責任を持って廃棄物処理を考えねばなりません。

当社は、産業廃棄物の総合処理を通して豊かな環境づくりに全力で取り組んでいます。

廃棄物処理は人類のライフワーク、環境保全は人類の使命。

産業廃棄物処理事業

収集・運搬

中間処理

最終処分

■許可 愛知県・名古屋市・岐阜県・三重県・滋賀県・静岡県

株式会社 **シミズ**

名古屋市南区神松町3丁目5番地6
TEL (052) 612-1490 FAX (052) 614-3721

江洲産商株式会社

名古屋市南区元塩町1丁目31番地
TEL (052) 613-0811

社団法人 **愛知県産業廃棄物協会**